

令和５年度
グリーン購入法、環境配慮契約法及び
環境配慮促進法に関する調査結果
(環境配慮契約法に関する調査結果抜粋版)

目次

1. 調査目的	3
2. 調査概要	3
2-1. 調査対象と調査方法	3
2-2. 調査項目	3
2-3. 回答状況	5
2-4. 調査結果の概要	7
3. 調査結果	8
3-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針	8
3-1-1. 組織的にグリーン購入及び環境配慮契約に取り組むことを定めている文書の策定状況 (問2-1、2-2、2-3、2-4)	8
3-1-2. グリーン購入及び環境配慮契約の組織的な規定をしていない団体の今後の予定(問2-1、2-2、2-6)	10
3-1-3. 環境基本計画等の策定(問2-3)	12
3-1-4. グリーン購入、環境配慮契約の具体的な取組(問2-4)	15
3-1-5. グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会(問2-5)	18
3-1-6. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針の策定予定(問2-6)	19
3-1-9. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題(問2-9)	20
3-1-10. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援(問2-10)	22
3-1-11. 定量的に把握しているグリーン購入の効果(問2-11)	24
3-4. 環境配慮契約法に関するアンケート調査	25
3-4-1. 環境配慮契約の取組状況、今後の予定、契約実績及び実績公表(問4-1)	25
3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況(問4-1A、B)	25
3-4-1-2. 組織的に取り組む予定がある分野(問4-1C)	35
3-4-1-3. 環境配慮契約の契約実績(問4-1D)	36
3-4-1-4. 契約機会がなかった分野(問4-1E)	43
3-4-1-5. 環境配慮契約の契約実績の公表(問4-1F)	44
3-4-2. 電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目(問4-2)	46
3-4-3. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法(問4-3)	53
3-4-4. 総合評価落札方式の評価項目(問4-4)	54
3-4-5. 環境配慮契約に際して参考にしているもの(問4-5)	55
3-4-6. 環境配慮契約7分野以外に実施している契約(問4-6)	56
3-4-7. 環境配慮契約全般に関する意見や要望、今後の課題(問4-7)	57
3-5. 環境配慮契約(電力)に関する特別設問	58
3-5-1. 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明状況(問4-8)	58
3-5-2. 仕様書への再エネ比率の記載状況(問4-9)	59

令和５年度グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果

１．調査目的

グリーン購入法及び環境配慮契約法は、国等において環境物品等の調達（グリーン購入）や温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）を推進することにより、市場のグリーン化を推進することを目的としている。このような取組が地方公共団体においても実施されることによりその効果はさらに大きいものになると思料される。

そこで、施策推進の基礎資料として、地方公共団体を対象としたグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。また、地方公共団体の取組の現状から浮かび上がる課題や優良事例を整理し、未実施の地方公共団体に取組を拡大するための方策の検討を行った。

２．調査概要

２－１．調査対象と調査方法

調査対象：全国の地方公共団体環境担当部局又は調達担当部局

（47 都道府県、20 指定都市（以下「政令市」という）、795 区市、926 町村 計 1,788 団体）

調査時期：令和５年 10 月 25 日～令和５年 11 月 17 日

調査方法：地方公共団体に対して、Ｅメールによる調査票電子データの送付及び調査票電子ファイルをダウンロードできる専用ウェブサイトの設置により、当該調査票への回答を依頼した。Ｅメールの受信に対応できない団体はなく、「拡張子.xlsx のエクセルファイルの調査票」をダウンロードに対応できない団体には、「PDF ファイルと拡張子.xlsx のエクセルファイルの調査票」をＥメールに添付して送信し当該調査票への回答を依頼した。

２－２．調査項目

調査項目は下記のとおりである。調査票は 273 ページを参照のこと。

＜グリーン購入法関連の調査項目＞

- ・調達方針等の策定状況
- ・グリーン購入の実施状況、実績及び課題
- ・特徴的な取組事例

＜環境配慮契約法関連の調査項目＞

- ・契約方針等の策定状況
- ・環境配慮契約の実施状況、実績及び課題
- ・特徴的な取組事例

＜環境配慮促進法関連の調査項目＞

- ・環境配慮等の実施状況及び公表状況
- ・環境に配慮した事業活動の促進施策

表 1. アンケート調査の設問項目

問番号	設問	問番号	設問
問 2-1	グリーン購入の調達方針の策定	問 3-7	紙類の調達に関する特別設問
問 2-2	環境配慮契約の契約方針の策定	問 4-1	環境配慮契約の取組状況、今後の予定、契約実績及び実績公表（8 分野）
問 2-3	環境基本計画等の策定	問 4-2	電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目
問 2-4	グリーン購入、環境配慮契約の具体的な取組	問 4-3	高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法
問 2-5	グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会等の実施方法	問 4-4	総合評価落札方式の評価項目
問 2-6	調達方針、契約方針の策定予定	問 4-5	環境配慮契約に際して参考になっているもの
問 2-7	グリーン購入の調達方針策定時の課題	問 4-6	環境配慮契約の 8 分野以外に実施している契約
問 2-8	グリーン購入の調達方針の策定に必要な国の支援	問 4-7	環境配慮契約全般に関する意見や要望等
問 2-9	環境配慮契約の契約方針策定時の課題	問 4-8	2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明
問 2-10	環境配慮契約の契約方針を策定に必要な国の支援	問 4-9	仕様書への再エネ比率の記載状況
問 2-11	定量的に把握しているグリーン購入の効果	問 5-1	環境配慮等の状況の公表
問 3-1	グリーン購入の取組状況、今後の予定、調達実績及び実績公表（22 分野）	問 5-2	環境配慮等の状況の公表手段
問 3-2	グリーン購入に際して参考になっているもの	問 5-3	環境配慮等の状況の公表に当たっての課題
問 3-3	製品情報の収集に際して参考になっているもの	問 5-4	物品等調達の際の事業者選定に当たっての考慮
問 3-4	特定調達品目以外の地方公共団体独自の対象品目及び判断の基準	問 5-5	物品等調達の際の事業者選定に当たっての考慮の対象
問 3-5	特定調達品目に追加してほしい品目	問 5-6	物品等調達の際の事業者選定に当たっての考慮の方法
問 3-6	グリーン購入全般に関する意見や要望	問 5-7	物品等調達の際の事業者選定に当たっての考慮の効果

2－3．回答状況

地方公共団体の分類別回答率を表 2 に、都道府県別回答状況を表 3 に示す。

表 2. 地方公共団体の分類別回答率

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率(前年度比)
都道府県・政令市	67	67	100.0% (0.0 ポイント)
区市	795	785	98.7% (0.6 ポイント増)
町村	926	862	93.1% (0.7 ポイント増)
合計	1,788	1,714	95.9% (0.7 ポイント増)

表 3. 都道府県別回答状況

都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率
北海道	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	34	34	100.0%
	町村	144	142	98.6%
	合計	180	178	98.9%
青森県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	10	10	100.0%
	町村	30	30	100.0%
	合計	41	41	100.0%
岩手県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	19	19	100.0%
	合計	34	34	100.0%
宮城県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	21	21	100.0%
	合計	36	36	100.0%
秋田県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	12	12	100.0%
	合計	26	26	100.0%
山形県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	22	21	95.5%
	合計	36	35	97.2%
福島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	46	44	95.7%
	合計	60	58	96.7%
茨城県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	32	31	96.9%
	町村	12	12	100.0%
	合計	45	44	97.8%
栃木県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	11	11	100.0%
	合計	26	26	100.0%
群馬県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	12	10	83.3%
	町村	23	22	95.7%
	合計	36	33	91.7%
埼玉県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	39	39	100.0%
	町村	23	23	100.0%
	合計	64	64	100.0%
千葉県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	36	36	100.0%
	町村	17	17	100.0%
	合計	55	55	100.0%
東京都	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	49	49	100.0%
	町村	13	11	84.6%
	合計	63	61	96.8%
神奈川県	都道府県・政令市	4	4	100.0%
	区市	16	16	100.0%
	町村	14	13	92.9%
	合計	34	33	97.1%
新潟県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	19	19	100.0%
	町村	10	10	100.0%
	合計	31	31	100.0%
富山県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	10	10	100.0%
	町村	5	5	100.0%
	合計	16	16	100.0%

都道府県	団体分類	調査票送 付数	回答数	回答率
石川県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	11	11	100.0%
	町村	8	8	100.0%
	合計	20	20	100.0%
福井県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	9	9	100.0%
	町村	8	8	100.0%
	合計	18	18	100.0%
山梨県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	14	13	92.9%
	合計	28	27	96.4%
長野県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	19	19	100.0%
	町村	58	52	89.7%
	合計	78	72	92.3%
岐阜県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	21	20	95.2%
	町村	21	20	95.2%
	合計	43	41	95.3%
静岡県	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	区市	21	21	100.0%
	町村	12	12	100.0%
	合計	36	36	100.0%
愛知県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	37	37	100.0%
	町村	16	15	93.8%
	合計	55	54	98.2%
三重県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	15	13	86.7%
	合計	30	28	93.3%
滋賀県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	12	92.3%
	町村	6	5	83.3%
	合計	20	18	90.0%
京都府	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	11	9	81.8%
	合計	27	25	92.6%
大阪府	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	区市	31	31	100.0%
	町村	10	9	90.0%
	合計	44	43	97.7%
兵庫県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	28	27	96.4%
	町村	12	11	91.7%
	合計	42	40	95.2%
奈良県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	12	12	100.0%
	町村	27	22	81.5%
	合計	40	35	87.5%
和歌山県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	9	8	88.9%
	町村	21	16	76.2%
	合計	31	25	80.6%
鳥取県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	4	4	100.0%
	町村	15	9	60.0%
	合計	20	14	70.0%
島根県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	8	8	100.0%
	町村	11	10	90.9%
	合計	20	19	95.0%

都道府県	団体分類	調査票送 付数	回答数	回答率
岡山県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	12	11	91.7%
	合計	28	27	96.4%
広島県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	9	9	100.0%
	合計	24	24	100.0%
山口県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	6	6	100.0%
	合計	20	20	100.0%
徳島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	8	8	100.0%
	町村	16	15	93.8%
	合計	25	24	96.0%
香川県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	8	8	100.0%
	町村	9	9	100.0%
	合計	18	18	100.0%
愛媛県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	11	11	100.0%
	町村	9	9	100.0%
	合計	21	21	100.0%
高知県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	11	11	100.0%
	町村	23	22	95.7%
	合計	35	34	97.1%
福岡県	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	区市	27	27	100.0%
	町村	31	31	100.0%
	合計	61	61	100.0%
佐賀県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	10	9	90.0%
	町村	10	10	100.0%
	合計	21	20	95.2%
長崎県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	8	8	100.0%
	合計	22	22	100.0%
熊本県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	31	31	100.0%
	合計	46	46	100.0%
大分県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	4	4	100.0%
	合計	19	19	100.0%
宮崎県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	9	8	88.9%
	町村	17	13	76.5%
	合計	27	22	81.5%
鹿児島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	19	18	94.7%
	町村	24	23	95.8%
	合計	44	42	95.5%
沖縄県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	11	11	100.0%
	町村	30	16	53.3%
	合計	42	28	66.7%
全体	都道府県・政令市	67	67	100.0%
	区市	795	785	98.7%
	町村	926	862	93.1%
	合計	1788	1714	95.9%

2-4. 調査結果の概要

主な設問における今年度の調査結果は以下ようになった。

<グリーン購入>

1. 調達方針策定率

- ・グリーン購入に関する取組を組織的に規定している団体の割合は 50.6%（前年度比 20.9%増）。

2. 組織的取組率

- ・グリーン購入法の特定調達品目 22 分野のうち 1 分野以上においてグリーン購入に組織的に取り組んでいる（「調達方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」又は「調達方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」）と回答したのは、全体の 58.1%（前年度比 0.1%減）。
- ・分野別では、最も組織的取組率が高いのは紙類（54.1%）で、次いで文具類（42.3%）。最も低いのは役務（20.5%）で、次いで移動電話（20.9%）。
- ・組織的取組率が最も伸びた分野は照明（前年度比 0.7%増）で、次いで温水器及びその他繊維製品（前年度比 0.6%増）。組織的取組率が最も下がった分野は紙類（0.7%減）。

3. 調達実績

- ・グリーン購入の調達実績のうち、「80%以上調達している」割合が最も高いのは紙類（38.9%）で、次いで文具類（21.9%）。最も低いのは公共工事（5.8%）で、次いで設備（5.9%）。
- ・「80%以上調達している」割合が最も伸びた分野は災害備蓄品（前年度比 1.8%増）で、次いで設備（前年度比 0.8%増）。「80%以上調達している」割合が最も下がった分野は家電製品（1.7%減）。

<環境配慮契約>

1. 契約方針策定率

- ・環境配慮契約に関する取組を組織的に規定している団体の割合は 19.9%（前年度比 9.8%増）。

2. 組織的取組率

- ・環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」）と回答した類型の上位は、電気供給で全体の 15.4%（前年度比 0.2%減）、自動車購入及び賃貸借では 11.9%（前年度比 0.6%増）、建築物設計では 6.5%（前年度比 0.4%減）。
- ・組織的取組率が最も伸びた分野は ESCO（前年度比 0.7%増）、建築物維持管理（前年度比 0.6%増）、自動車購入及び賃貸借（前年度比 0.7%増）で、組織的取組率が最も下がった分野は建築物設計（0.4%減）。

3. 契約実績

- ・環境配慮契約の契約実績のうち、「50%以上契約している」割合が最も高いのは電気供給（27.9%）。最も低いのは船舶調達（3.0%）。
- ・「50%以上契約している」割合はすべての類型で減少しており、減少幅の最も大きいのは電気供給（前年度比 3.1%減）。

3. 調査結果

3-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針

3-1-1. 組織的にグリーン購入及び環境配慮契約に取り組むことを定めている文書の策定状況 (問2-1、2-2、2-3、2-4)

② 環境配慮契約

全体のうち、8.6%が「契約方針を策定している」、11.3%が「契約方針以外の環境基本計画等に規定している」と回答した。グリーン購入と同様、この報告書では「契約方針を策定している」及び「契約方針以外の環境基本計画等に規定している」を合わせた19.9%を「環境配慮契約に関する取組を組織的に規定している」（以下「環境配慮契約の組織的な規定」という。）として計上する。

一方、「取組を定めていない」と回答したのは、都道府県・政令市では26.9%、区市では69.4%、町村では89.3%であり、グリーン購入法と比べて全体的に実施率が低い結果となっている。環境配慮契約未実施の地方公共団体は、環境配慮契約に取り組む他の地方公共団体の事例を知ることで、環境配慮契約に取り組む意義や期待される効果、具体的な取組手順等の理解を深め、地球温暖化対策実行計画等で環境配慮契約に取り組むことを位置づけることが有効と考えられる。環境配慮契約に取り組む他団体の事例等を知るには、環境省やグリーン購入ネットワークが実施する研修会に参加したり、「地方公共団体のためのグリーン購入及び環境配慮契約の取組事例集」を参考にしたりすることができる。

表 5. 組織的に環境配慮契約に取り組むための文書の有無
(上段：回答件数（件）、下段：割合（％）)

団体分類	合計	契約方針を策定(※5)	契約方針以外の環境基本計画等に規定(※6)	その他の文書で規定(※7)	取組を定めていない(※8)	無回答
全体	1714 100.0	148 8.6	193 11.3	40 2.3	1333 77.8	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	35 52.2	14 20.9	0 0.0	18 26.9	0 0.0
区市	785 100.0	97 12.4	118 15.0	25 3.2	545 69.4	0 0.0
町村	862 100.0	16 1.9	61 7.1	15 1.7	770 89.3	0 0.0

表 5 及び図 2 は、以下のように問 2-2,2-3,2-4 の回答を組み合わせて集計している。

※5: 問 2-2「1. 単独で調達方針を策定している」に回答した件数

※6: 問 2-3「環境配慮契約に関する取組を定めている」に回答した団体数(※5回答団体を除く)

※7: 問 2-4 で具体的な取組のうち、仕様書等の文書で規定していると回答した件数(※5・※6回答団体を除く)

※8: 問 2-4 で具体的な取組のうち、職員研修等、文書以外で取り組んでいると回答した件数(※5・※6・※7回答団体を除く)

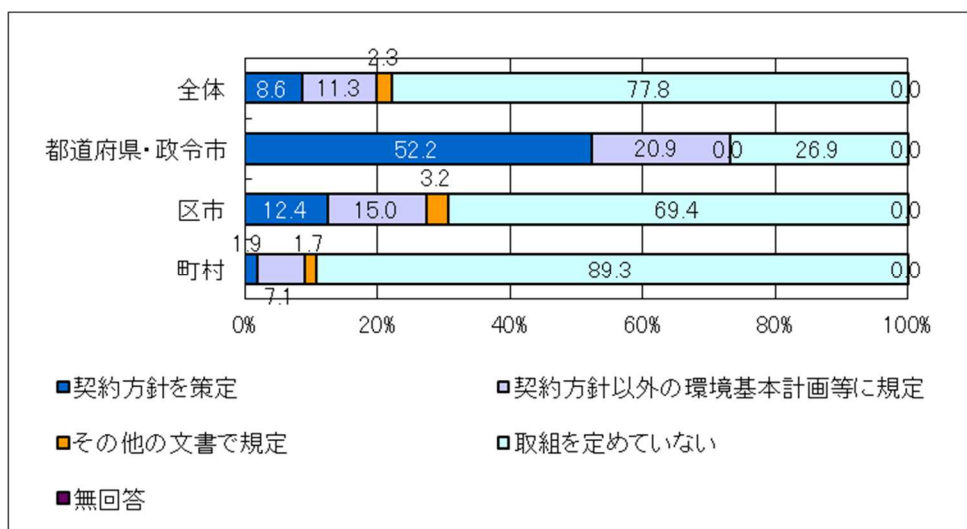


図2. 組織的に環境配慮契約に取り組むための文書の有無

3-1-2. グリーン購入及び環境配慮契約の組織的な規定をしていない団体の今後の予定（問2-1、2-2、2-6）

② 環境配慮契約

環境配慮契約の組織的な規定を策定している団体は全体の19.9%であり、団体分類別では都道府県・政令市の73.1%、区市の27.4%、町村の8.9%であり、規模が小さいほど組織的な規定の策定が進まない状況である。

一方、環境配慮契約の組織的な取組をしておらず、かつ今後の策定も予定していない団体は、都道府県・政令市の17.9%、区市の52.5%、町村の67.2%という結果となった。環境配慮契約に取り組む地方公共団体の事例を知り、地球温暖化対策実行計画等で環境配慮契約に取り組むことを位置づけることが有効と考えられる。また、環境配慮契約に取り組む意義や期待される効果、具体的な取組手順等への理解を促すために、各課職員へ定期的に環境配慮契約に関する研修を実施することが有効と考えられる。環境配慮契約に取り組む他団体の事例等を知るには、環境省やグリーン購入ネットワークが実施する研修会に参加したり、「地方公共団体のためのグリーン購入及び環境配慮契約の取組事例集」を参考にしたりすることができる。

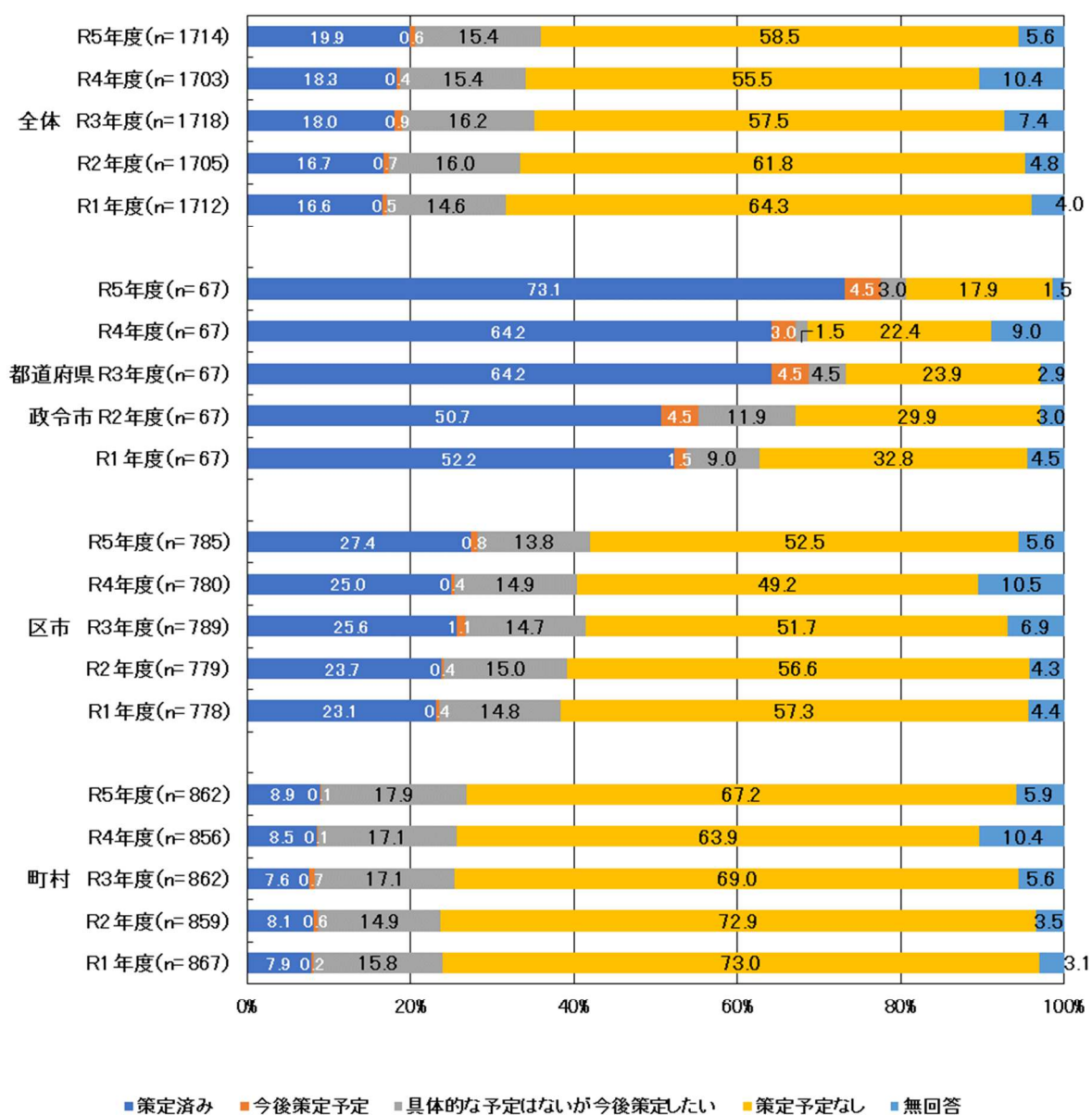


図 4. 環境配慮契約の契約方針の策定予定

3-1-3. 環境基本計画等の策定（問2-3）

① 環境基本計画等の策定状況及び方針の位置付け

グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針は、単独の策定のほか、環境基本計画や要綱等の中に必要な内容を盛り込み、方針として位置付けることも可能で、全体の24.3%が、環境基本計画や要綱等の中に必要な内容を盛り込み、方針として位置付けていると回答している。単独の方針以外に方針を位置付ける受皿となりうる環境基本計画や要綱等のうち、最も策定されているのは「地球温暖化防止に資する計画」の82.2%であり、「環境施策の基本となる計画」の55.4%が続いた。

グリーン購入に取り組むことを位置づけている計画のうち、「地球温暖化防止に資する計画」が42.5%と最も多く、次いで「環境施策の基本となる計画」が25.7%という結果となった。また、「環境施策の基本となる計画」と「地球温暖化防止に資する計画」の両方を策定し、両計画に「グリーン購入に関連する取組を定めている」団体は297団体であった。環境基本計画でグリーン購入に取り組む方針を示したり、地球温暖化防止に資する計画で取組内容を具体化して取り組んだりしている団体が多いことがうかがえる。

環境配慮に取り組むことを位置づけている計画のうち、「地球温暖化防止に資する計画」が14.5%と最も多く、次いで「環境施策の基本となる計画」が5.6%と多い結果となった。環境配慮契約もグリーン購入と同様、環境基本計画で取り組む方針を示したり、地球温暖化防止に資する計画で取組内容を具体化したりして取り組んでいる団体が多いと言える。

表7. 環境基本計画等の策定

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

計画等分類	合計	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	1714 100.0	950 55.4	746 43.5	18 1.1
環境マネジメントシステム	1714 100.0	334 19.5	1358 79.2	22 1.3
地球温暖化防止に資する計画	1714 100.0	1409 82.2	297 17.3	8 0.5
循環型社会形成に資する計画	1714 100.0	527 30.7	1157 67.5	30 1.8
その他	1714 100.0	40 2.3	506 29.5	1168 68.1

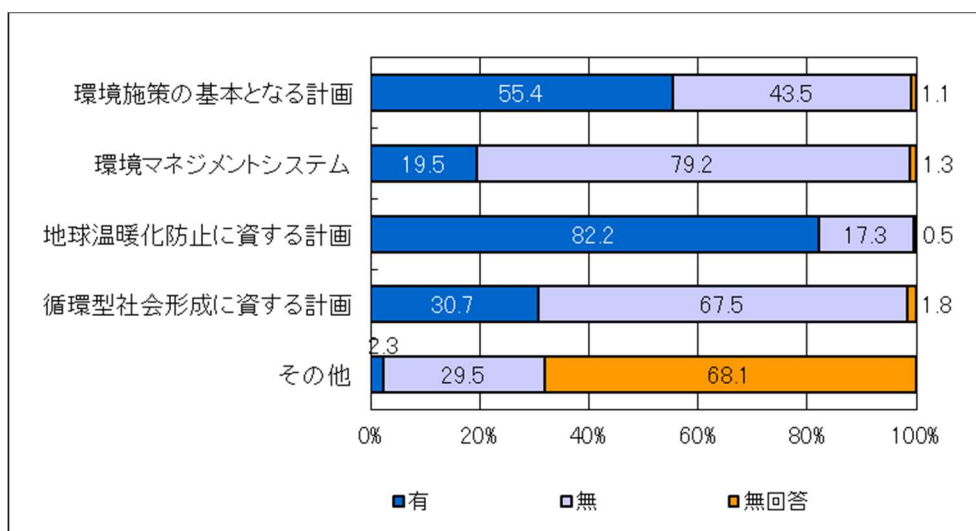


図 5. 環境基本計画等の策定

表 9. 環境基本計画等における環境配慮契約の位置付け

(上段：回答件数 (件)、下段：割合 (%))

団体分類	全体	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	無回答
環境基本計画等を1つでも策定していると回答した団体数	1489 100.0	83 5.6	57 3.8	216 14.5	21 1.4	53 3.6	9 0.6	1209 81.2
都道府県・政令市	67 100.0	12 17.9	11 16.4	23 34.3	4 6.0	20 29.9	2 3.0	29 43.3
区市	769 100.0	61 7.9	43 5.6	140 18.2	11 1.4	32 4.2	7 0.9	591 76.9
町村	653 100.0	10 1.5	3 0.5	53 8.1	6 0.9	1 0.2	0 0.0	589 90.2

※問2-3は複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※調査対象団体数は環境基本計画等を1つでも策定していると回答した団体の合計である。

② 環境基本計画等の公表

環境基本計画や要綱等のうち、公表されているものは「環境施策の基本となる計画」の93.8%が最も高く、続いて「地球温暖化防止に資する計画」の82.6%、「環境マネジメントシステム」の76.3%であった。

環境基本計画や要綱等の中にグリーン購入や環境配慮契約に取り組むことを盛り込み、方針として位置付けることが可能であるが、グリーン購入や環境配慮契約に取り組むことを組織内外へ周知し、事業者や市民等の協力を得るために、環境基本計画等の積極的な公表が期待される。

表 10. 環境基本計画等の公表
(上段：回答件数（件）、下段：割合（%）)

計画等分類	合計	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	950 100.0	891 93.8	35 3.7	24 2.5
環境マネジメントシステム	334 100.0	255 76.3	69 20.7	10 3.0
地球温暖化防止に資する計画	1409 100.0	1164 82.6	179 12.7	66 4.7
循環型社会形成に資する計画	527 100.0	353 67.0	144 27.3	30 5.7
その他	40 100.0	29 72.5	10 25.0	1 2.5

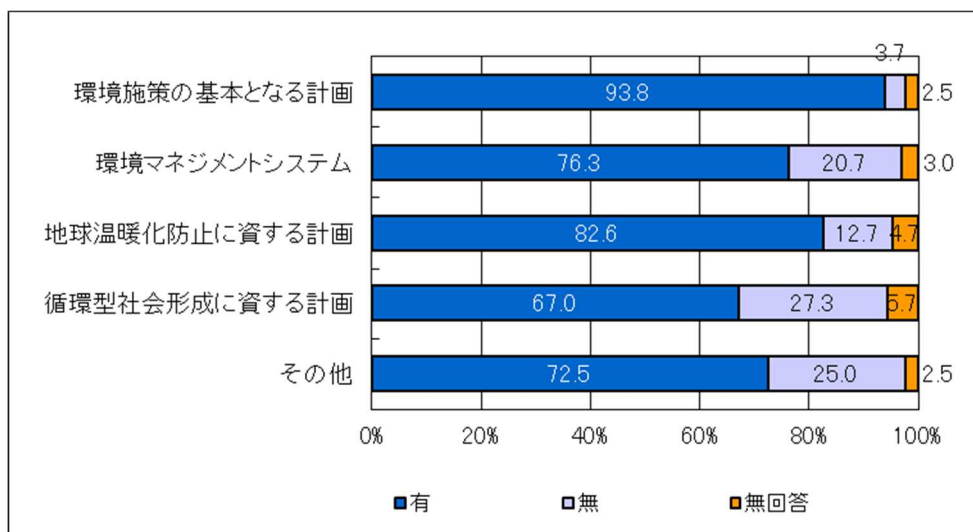


図 6. 環境基本計画等の公表

3-1-4. グリーン購入、環境配慮契約の具体的な取組（問2-4）

② 環境配慮契約

環境配慮契約の具体的な取組は、団体分類に係わらず、割合が高い順に「各部署へ通知や通達等の送付」、「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」が挙げられた。全体的に環境配慮契約の実施率が低いことから、職員への負担が大きくなり、区市、町村も着手可能と思えるような取組を示すことも必要と考えられる。

環境配慮契約に組織的に取り組む団体においても同様の傾向で、具体的な取組のうち、「各部署へ通知や通達等を送付」する取組が24.4%と最も多く、次いで「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」14.7%、「体制や手順を定めて実施」10.5%という結果となった。

環境配慮契約に組織的に取り組めていないと回答した地方公共団体では、「各部署へ通知や通達等を送付」する取組（担当部署から全部署へ通知文を送付する等）が4.7%、「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」2.9%という結果で、約8割が「特に実施していない」と回答している。

グリーン購入同様、環境配慮契約に取り組むことを文書で組織的に規定できていないため、具体的な取組に落とし込めていない回答が多くなっており、文書で規定することの必要性や規定の仕方、規定した上での具体的な取組方の事例等の周知が必要と考えられる。文書で規定することの必要性や規定の仕方、規定した上での具体的な取組方に触れた資料として、令和元年度に新居浜市（愛媛県）を支援した際に作成した「環境配慮契約方針（電気供給）策定のための手引書」が参考となる。

表 12-1. 環境配慮契約の具体的な取組（全体）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	全体	調達・契約に関わる文書に 具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	1714 100.0	81 4.7	47 2.7	133 7.8	29 1.7	28 1.6	28 1.6	1282 74.8	219 12.8
都道府県・政令市	67 100.0	16 23.9	10 14.9	32 47.8	3 4.5	5 7.5	3 4.5	18 26.9	14 20.9
区市	785 100.0	64 8.2	35 4.5	85 10.8	20 2.5	21 2.7	18 2.3	515 65.6	125 15.9
町村	862 100.0	1 0.1	2 0.2	16 1.9	6 0.7	2 0.2	7 0.8	749 86.9	80 9.3

※問2-4は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

表 12-2. 環境配慮契約の具体的な取組（組織的に取り組んでいる団体）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	全体	調達・契約に関わる文書に 具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を 送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	266 100.0	39 14.7	28 10.5	65 24.4	13 4.9	13 4.9	10 3.8	141 53.0	32 12.0
都道府県・政令市	33 100.0	8 24.2	8 24.2	23 69.7	1 3.0	3 9.1	0 0.0	6 18.2	4 12.1
区市	167 100.0	31 18.6	20 12.0	40 24.0	11 6.6	10 6.0	9 5.4	76 45.5	25 15.0
町村	66 100.0	0 0.0	0 0.0	2 3.0	1 1.5	0 0.0	1 1.5	59 89.4	3 4.5

※問 2－4 は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

表 12-3. 環境配慮契約の具体的な取組（組織的に取り組めていない団体）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	全体	調達・契約に関わる文書に 具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を 送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	1448 100.0	42 2.9	19 1.3	68 4.7	16 1.1	15 1.0	18 1.2	1141 78.8	187 12.9
都道府県・政令市	34 100.0	8 23.5	2 5.9	9 26.5	2 5.9	2 5.9	3 8.8	13 38.2	9 26.5
区市	618 100.0	33 5.3	15 2.4	45 7.3	9 1.5	11 1.8	9 1.5	438 70.9	101 16.3
町村	796 100.0	1 0.1	2 0.3	14 1.8	5 0.6	2 0.3	6 0.8	690 86.7	77 9.7

※問 2－4 は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

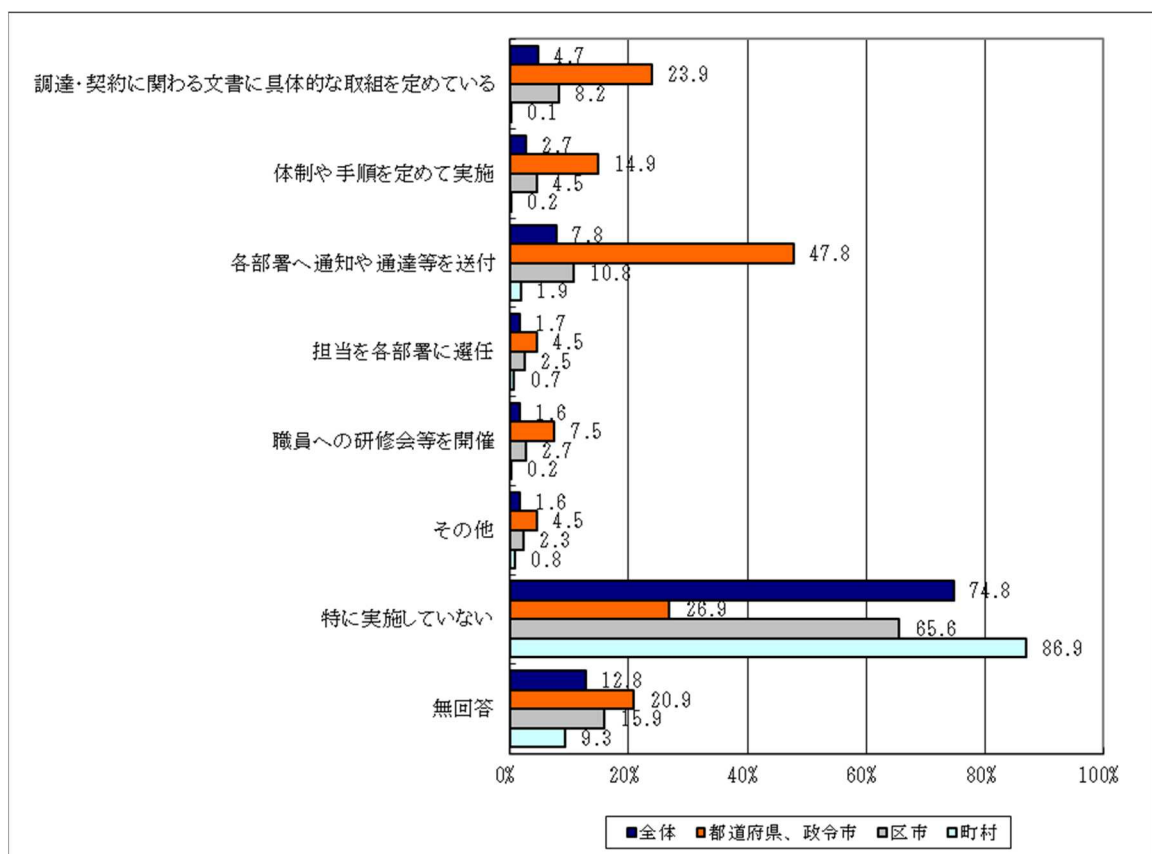


図 8. 環境配慮契約の具体的な取組（全体）

3-1-5. グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会（問2-5）

② 環境配慮契約

職員（担当者のみも含む）への環境配慮契約に関する研修会等を開催している団体のうち、全体の82.1%は庁内職員が講師として対応しており、eラーニングをもとに研修等を行っているのは4団体であった。eラーニングシステムを新たに導入することは容易ではないが、団体として既にeラーニングシステムを導入している場合、環境配慮契約に関するコンテンツを作成し、eラーニングシステムを活用することも考えられる。

表 14. 環境配慮契約の職員への研修会
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	庁内職員が対応している	外部講師を招聘している	eラーニングをもとに研修等を行っている	無回答
全体	28 100.0	23 82.1	0 0.0	4 14.3	3 10.7
都道府県・政令市	5 100.0	3 60.0	0 0.0	2 40.0	1 20.0
区市	21 100.0	19 90.5	0 0.0	1 4.8	2 9.5
町村	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0

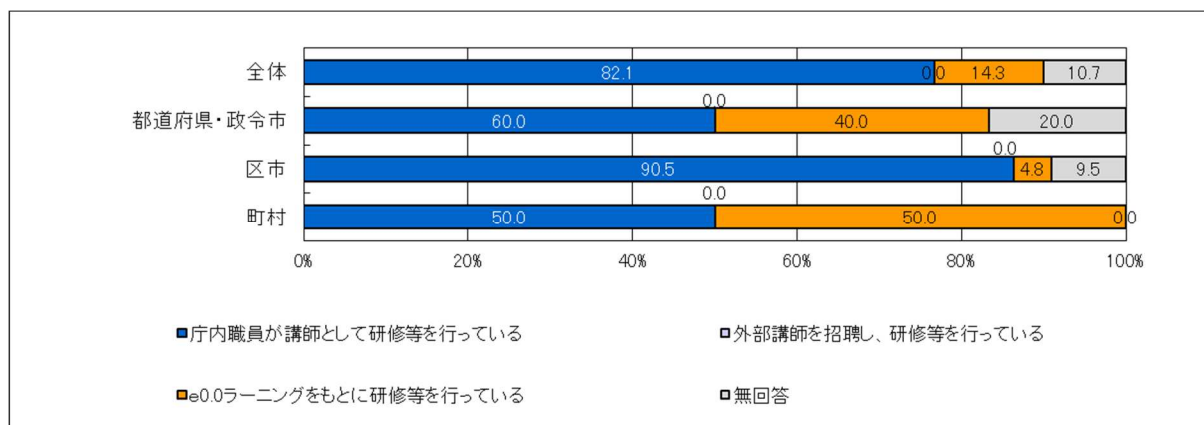


図 10. 環境配慮契約の職員への研修会

3-1-6. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針の策定予定（問2-6）

② 環境配慮契約

契約方針を策定していないと回答した1,508団体のうち、「策定予定」及び「策定したい」と回答した団体は全体の21.7%であった。

一方、今後も契約方針の策定を予定していない団体は、区市の73.3%、町村の75.9%であった。環境配慮契約の契約方針を定めることは組織的な取組の持続性に資する。環境配慮契約についてもグリーン購入と同様、環境問題とのつながりや他の地方公共団体の事例を知り、さらには取り組む意義や期待される効果、具体的な取組手順等への理解を深めることで、方針の策定へつなげる必要がある。そして、地球温暖化対策等の環境施策と関連付けることで、組織的な取組と位置付けることにつなげる必要があると言える。これらに該当する事例としては、環境省が「地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援」として環境配慮契約方針を策定したケースが参考となる。

表 16. 契約方針未策定団体の策定予定

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが今後策定したい	策定予定なし	無回答
全体	1508 100.0	13 0.9	313 20.8	1125 74.6	57 3.8
都道府県・政令市	32 100.0	4 12.5	5 15.6	22 68.8	1 3.1
区市	667 100.0	8 1.2	137 20.5	489 73.3	33 4.9
町村	809 100.0	1 0.1	171 21.1	614 75.9	23 2.8

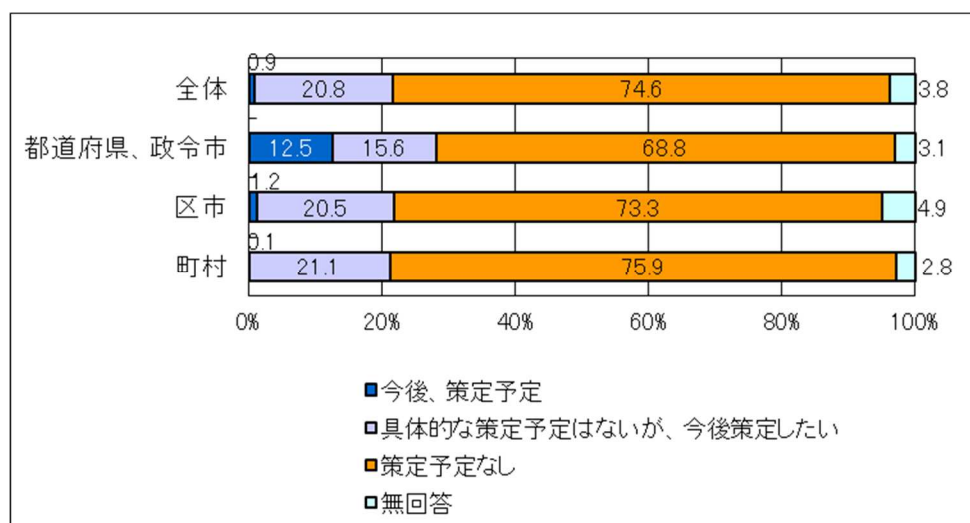


図 12. 契約方針未策定団体の策定予定

3-1-9. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題（問2-9）

単独で契約方針を策定していない団体は、契約方針を策定する際の課題として主に「策定に対応する人員不足」と「策定における参考情報の不足」を挙げた。団体分類別では、都道府県・政令市は「契約コスト増加の懸念」を課題に挙げる割合が最も高かった。

電気の供給契約では、昨今の電力価格の高騰や電力小売事業者の苦境等から、落札価格の上昇や入札の不調や最低保障供給契約への変更となるケースが増えており、それらのリスクから随意契約を継続する団体も存在する。環境配慮契約により電気の供給契約を実施する地方公共団体においても、予定価格を増額したり、複数の電力契約を一つの契約にまとめることでスケールメリットを出したりする等、契約価格の上昇に対応する取組が見られる。地方公共団体からの参考見積の提供を辞退する電力小売事業者がいることも、地方公共団体の担当者にとっては予定価格を作成する上での課題となっているが、入札不調にならないように、電力小売事業者とのコミュニケーションを十分に取しながら入札を実施することが求められる。

表 19. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	全体	策定における 参考情報の不足	策定に対応する 人員不足	契約コスト増加の懸念	応札者不足の懸念	環境負荷低減効果が 不明	契約担当部局との 連携体制の構築	その他	無回答
単独で契約方針を策定していないと回答した団体数	1508 100.0	740 49.1	970 64.3	614 40.7	160 10.6	193 12.8	225 14.9	24 1.6	22 1.5
都道府県・政令市	32 100.0	8 25.0	9 28.1	18 56.3	10 31.3	7 21.9	10 31.3	1 3.1	0 0.0
区市	667 100.0	298 44.7	384 57.6	311 46.6	84 12.6	91 13.6	125 18.7	9 1.3	9 1.3
町村	809 100.0	434 53.6	577 71.3	285 35.2	66 8.2	95 11.7	90 11.1	14 1.7	13 1.6

※問2-9は複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※調査対象団体数は「単独で契約方針を策定していない」と回答した団体の合計である。

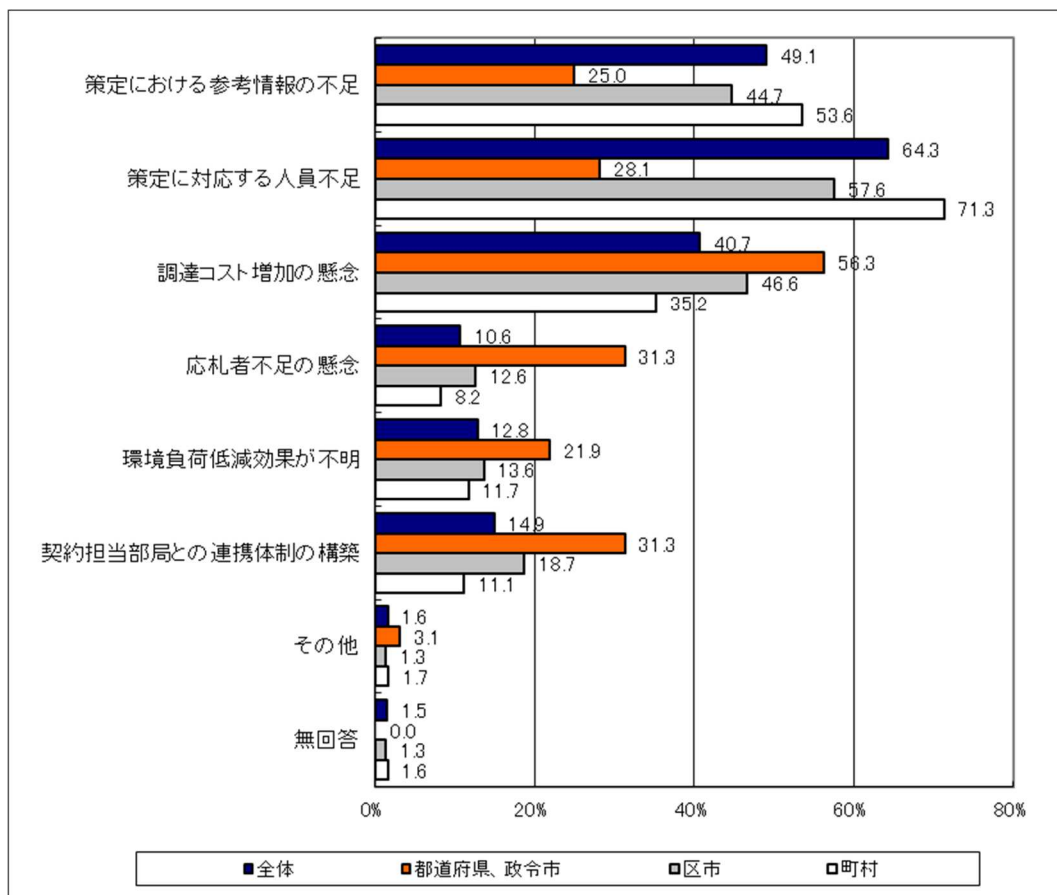


図 15. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題

3-1-10. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援（問2-10）

単独で契約方針を策定していない団体は、契約方針を策定する上で最も必要と思われる国の支援として、「契約方針策定のための手順書やマニュアルの提供」を挙げた。次に「環境配慮契約実施のための仕様書例や入札書式例の提供」が続き、団体分類では、都道府県・政令市は「環境配慮契約の取組による環境負荷低減効果の提示」の割合も高かった。

環境配慮契約方針を新たに策定しようとした際、既存の電力契約の現状把握や、電力契約を実施している各課との調整、随意契約をしている場合は一般競争入札へ切り替えることの合意形成を行う等、方針策定の前段階で実施することが多く存在する。また、電気供給や建築設計等の環境配慮契約方針の策定には、専門的な知識を必要とするため、評価項目や配点の妥当性、入札仕様書での再エネや環境要件の指定の仕方等が分からず、方針策定が進まない団体も多くいる。

環境配慮契約方針を策定している多くの地方公共団体は、自らのウェブサイトの方針を公表しているが、入札仕様書を公表しているケースも少なく、これから組織的に取り組もうとする団体が参考にできる公開情報は多くない。

全庁的な理解や合意形成を促すためには、環境配慮契約の取組による環境負荷低減効果や見込みを提示できることも重要なポイントである。環境省が地方公共団体向けに提供する「LAPSS（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）」には、電力小売事業者のCO2排出係数が盛り込まれており、地方公共団体は、契約した電力小売事業者のCO2排出係数を入力することで、CO2排出量を算定することができる。LAPSSを拡張し、契約する電力小売事業者のCO2排出係数や電力消費量を入力することで、環境配慮契約を実施したことによるCO2削減量を試算できるツールとすることで、環境配慮契約を新たに導入したり、環境配慮契約を実施する電力契約を増やしたりする際の関係者との合意形成に活用することができる。

「3-1-9. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題」と合わせて、これらの課題を解決するには、既存の電力契約の現状把握をするための書式や、各課職員が環境配慮契約に取り組む必要性や意義を理解できるようにするための庁内職員向け説明資料、入札仕様書の具体例、CO2削減量を試算するツール等、判断に迷うポイントの解決につながったり、環境配慮契約実施時の作業量の削減、庁内の合意形成の促進につながったりする参考資料等を提供していくことが重要と考えられる。

表 20. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	全体	契約方針策定のため の手順書や マニュアルの提供	環境配慮契約実施の ための仕様書例や 入札書式例の提供	他の地方公共団体に おける策定状況の 情報提供	までの作業支援及び 専門家の派遣	契約方針策定に 関する 相談窓口の設置	契約方針策定に 関する 担当者説明会の実施	環境配慮契約の取組 による環境負荷低減 効果の提示	その他	無回答
契約方針を策定していないと回答した団体数	1508	1101	646	319	208	65	257	305	33	18
	100.0	73.0	42.8	21.2	13.8	4.3	17.0	20.2	2.2	1.2
都道府県・政令市	32	20	13	5	3	1	4	15	2	0
	100.0	62.5	40.6	15.6	9.4	3.1	12.5	46.9	6.3	0.0
区市	667	486	291	127	93	27	100	167	14	7
	100.0	72.9	43.6	19.0	13.9	4.0	15.0	25.0	2.1	1.0
町村	809	595	342	187	112	37	153	123	17	11
	100.0	73.5	42.3	23.1	13.8	4.6	18.9	15.2	2.1	1.4

※問2-10は複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※調査対象団体数は「単独で契約方針を策定していない」と回答した団体の合計である。

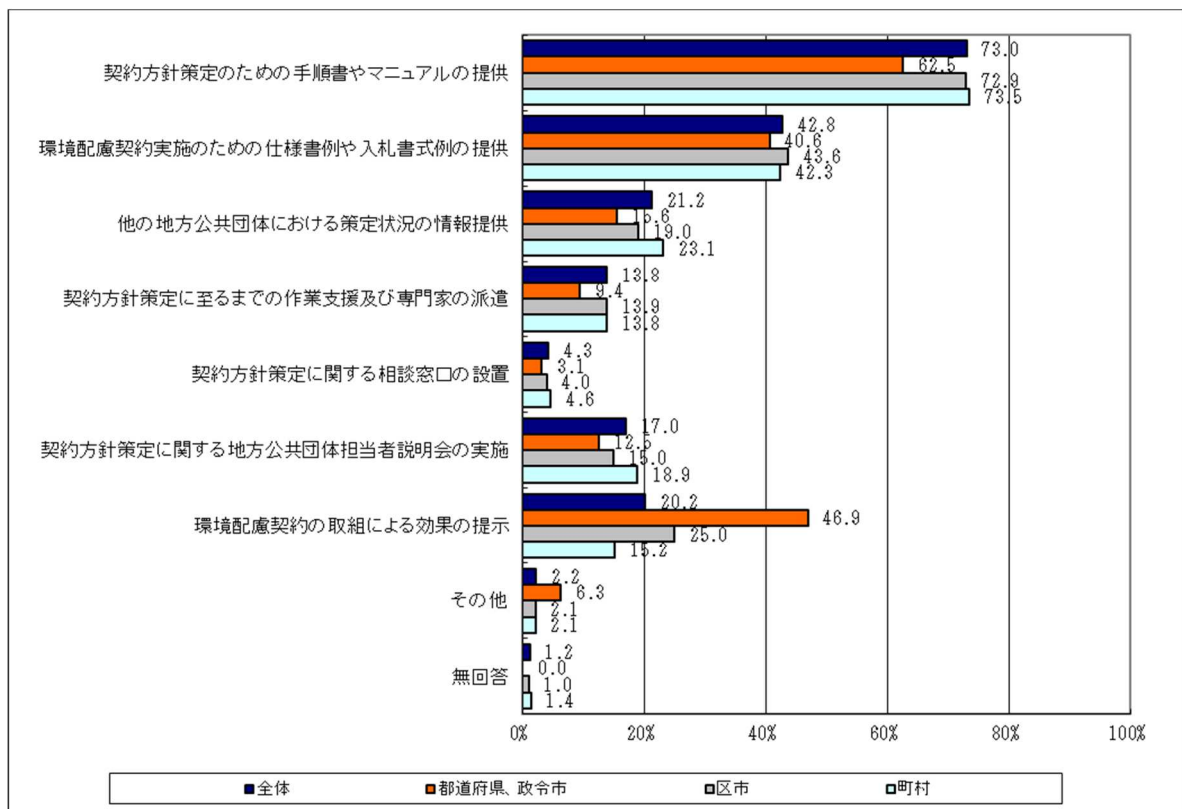


図 16. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援

3-1-1 1. 定量的に把握しているグリーン購入の効果（問2-11）

定量的に把握しているグリーン購入の効果として、全体の16.6%は「廃棄物削減や省エネ等の環境負荷削減効果」、10.1%は「職員の意識啓発効果」と回答した。団体分類では、都道府県・政令市は「調達総量の削減効果」の割合が22.4%と最も高かった。

組織的に取り組む地方公共団体と未実施の地方公共団体とで、おおよその傾向は同じであるが、組織的に取り組む地方公共団体の方が「調達総量の削減効果」を感じている回答が多い結果となった。また、組織的に未実施の地方公共団体のうち、72%が「わからない」と回答しているが、具体的に効果を感じているもののうち「廃棄物削減や省エネ等の環境負荷削減効果」が15%と最も多く、次いで「職員の意識啓発効果」が5.4%という結果となった。

表 21. 定量的に把握しているグリーン購入の効果

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％）

団体分類	合計	廃棄物削減や省エネ等の環境負荷削減効果	調達総量の削減効果	他の環境負荷削減のための取組等との相乗効果	トータルコストの削減効果	職員の意識啓発効果	地元事業者や住民への意識啓発効果	調達業務の効率化	わからない	無回答
全体	1714 100.0	284 16.6	90 5.3	61 3.6	41 2.4	173 10.1	49 2.9	10 0.6	1086 63.4	70 4.1
都道府県・政令市	67 100.0	8 11.9	15 22.4	1 1.5	1 1.5	8 11.9	0 0.0	0 0.0	30 44.8	9 13.4
区市	785 100.0	129 16.4	54 6.9	30 3.8	12 1.5	112 14.3	27 3.4	3 0.4	457 58.2	45 5.7
町村	862 100.0	147 17.1	21 2.4	30 3.5	28 3.2	53 6.1	22 2.6	7 0.8	599 69.5	16 1.9

3-4. 環境配慮契約法に関するアンケート調査

3-4-1. 環境配慮契約の取組状況、今後の予定、契約実績及び実績公表（問4-1）

3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A、B）

環境配慮契約法の契約類型7分野のうち、電気の供給を受ける契約（以下、「電気供給」という。）は環境配慮契約方針を策定している団体の割合が最も高い類型であり、全体では8.5%、都道府県・政令市では49.3%、区市では12.4%、町村では1.9%の団体が契約方針を策定していた。都道府県・政令市では電気供給に次いで、自動車の購入及び賃貸借に係る契約（以下、「自動車の購入及び賃貸借」という。）の契約方針の策定率が高かった。

表 101. 環境配慮契約方針を策定している類型

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	全体	電気の供給を受ける契約	自動車の購入及び賃貸借に係る契約	船舶の調達に係る契約	建築物の設計に係る契約	建築物の維持管理に係る契約	建築物（ESCO）に係る契約	建築物（その他省エネ改修）に係る契約	産業廃棄物処理に係る契約	無回答
調査対象団体数	1714	146	62	9	30	28	23	24	22	1549
	100.0	8.5	3.6	0.5	1.8	1.6	1.3	1.4	1.3	90.4
都道府県・政令市	67	33	13	0	5	2	2	1	3	32
	100.0	49.3	19.4	0.0	7.5	3.0	3.0	1.5	4.5	47.8
区市	785	97	35	0	14	14	12	13	9	674
	100.0	12.4	4.5	0.0	1.8	1.8	1.5	1.7	1.1	85.9
町村	862	16	14	9	11	12	9	10	10	843
	100.0	1.9	1.6	1.0	1.3	1.4	1.0	1.2	1.2	97.8

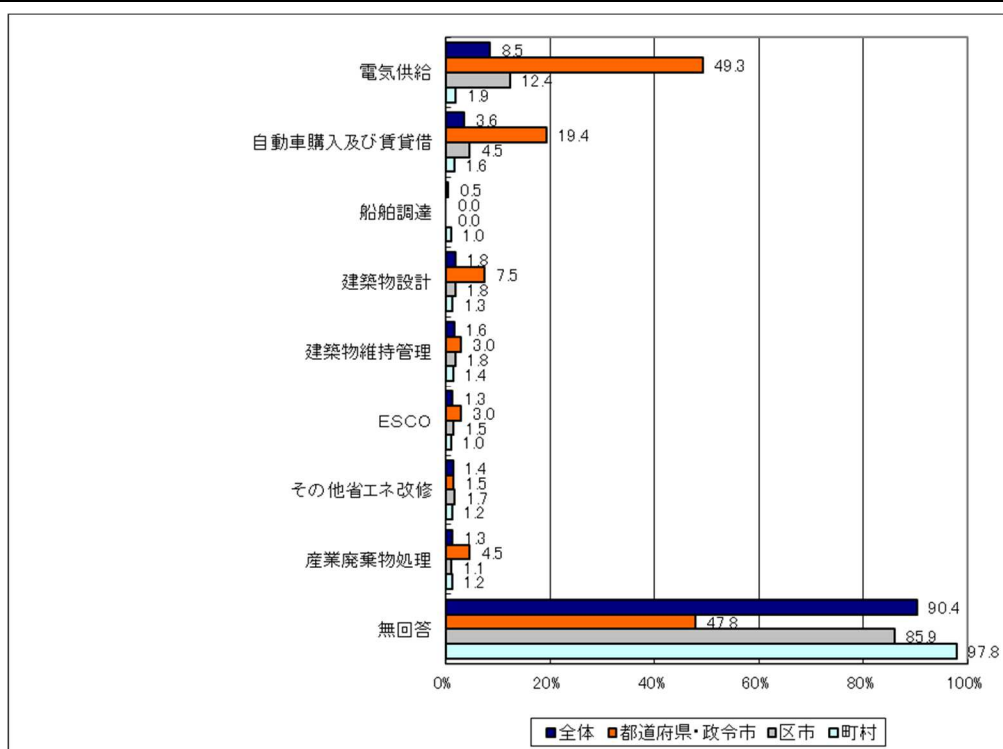


図 93. 環境配慮契約方針を策定している類型

環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」）と回答した団体の割合は、電気供給では全体の 15.4%、自動車購入及び賃貸借では 11.9%、建築物設計では 6.5%であった。

表 102. 環境配慮契約の組織的取組（全体）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

類型	合計	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
電気供給	1714 100.0	140 8.2	123 7.2	128 7.5	1277 74.5	46 2.7
自動車購入及び賃貸借	1714 100.0	50 2.9	155 9.0	257 15.0	1195 69.7	57 3.3
船舶調達	1714 100.0	0 0.0	7 0.4	60 3.5	1543 90.0	104 6.1
建築物設計	1714 100.0	18 1.1	93 5.4	192 11.2	1343 78.4	68 4.0
建築物維持管理	1714 100.0	15 0.9	77 4.5	204 11.9	1356 79.1	62 3.6
ESCO	1714 100.0	15 0.9	54 3.2	140 8.2	1423 83.0	82 4.8
その他省エネ改修	1714 100.0	12 0.7	69 4.0	190 11.1	1354 79.0	89 5.2
産業廃棄物処理	1714 100.0	11 0.6	76 4.4	189 11.0	1355 79.1	83 4.8

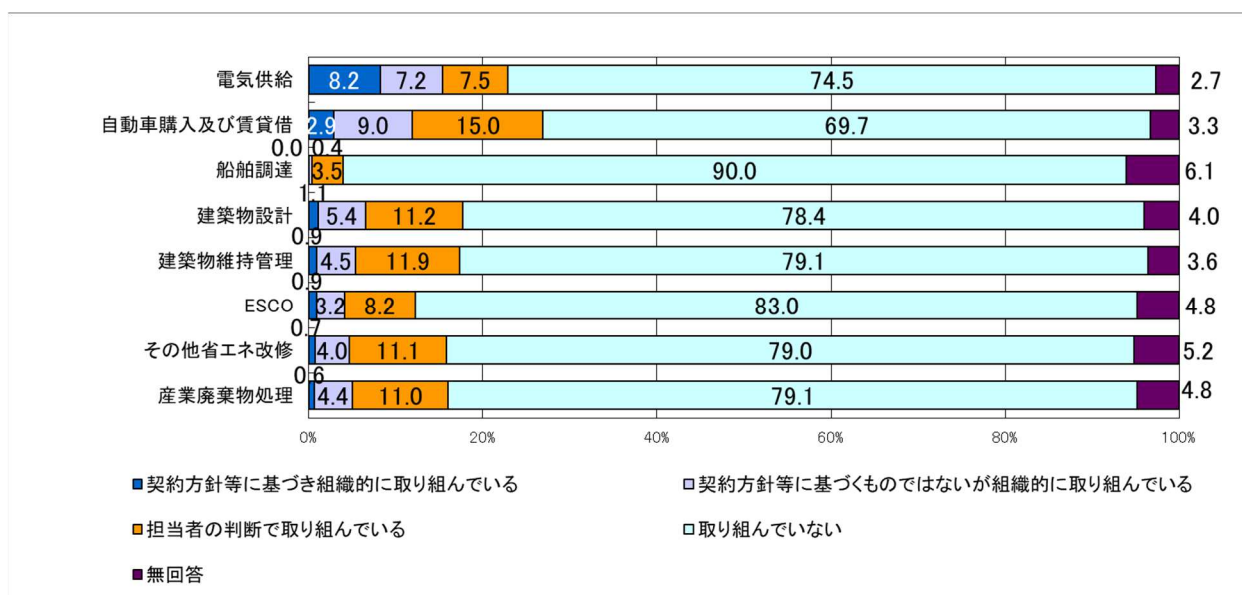


図 94. 環境配慮契約の組織的取組（全体）

①電気供給

表 103. 環境配慮契約の組織的取組（電気供給）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1714 100.0	140 8.2	123 7.2	128 7.5	1277 74.5	46 2.7
都道府県・政令市	67 100.0	34 50.7	10 14.9	2 3.0	19 28.4	2 3.0
区市	785 100.0	99 12.6	71 9.0	59 7.5	541 68.9	15 1.9
町村	862 100.0	7 0.8	42 4.9	67 7.8	717 83.2	29 3.4

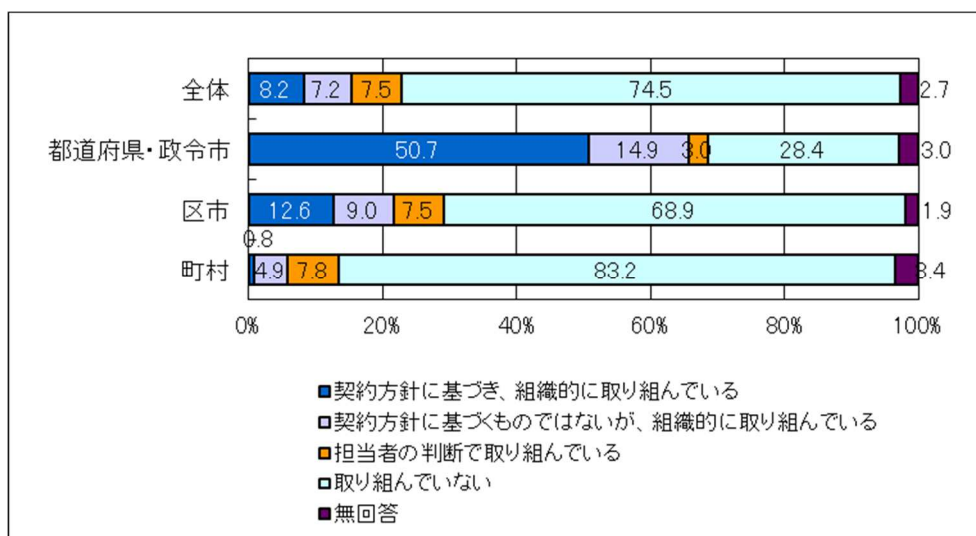


図 95. 環境配慮契約の組織的取組（電気供給）

②自動車の購入及び賃貸借

表 104. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1714 100.0	50 2.9	155 9.0	257 15.0	1195 69.7	57 3.3
都道府県・政令市	67 100.0	13 19.4	15 22.4	3 4.5	34 50.7	2 3.0
区市	785 100.0	32 4.1	96 12.2	124 15.8	507 64.6	26 3.3
町村	862 100.0	5 0.6	44 5.1	130 15.1	654 75.9	29 3.4

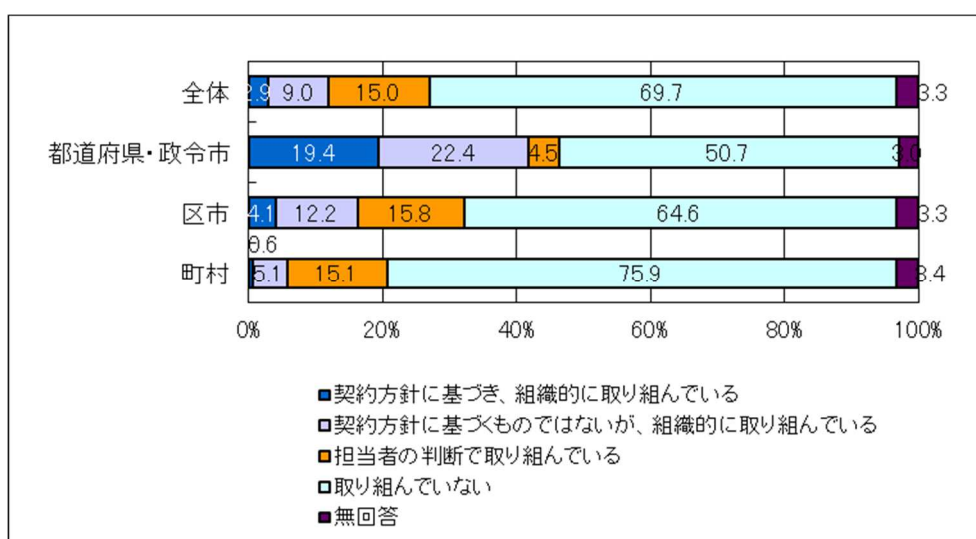


図 96. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

③船舶調達

表 105. 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1714 100.0	0 0.0	7 0.4	60 3.5	1543 90.0	104 6.1
都道府県・政令市	67 100.0	0 0.0	3 4.5	3 4.5	54 80.6	7 10.4
区市	785 100.0	0 0.0	3 0.4	30 3.8	696 88.7	56 7.1
町村	862 100.0	0 0.0	1 0.1	27 3.1	793 92.0	41 4.8

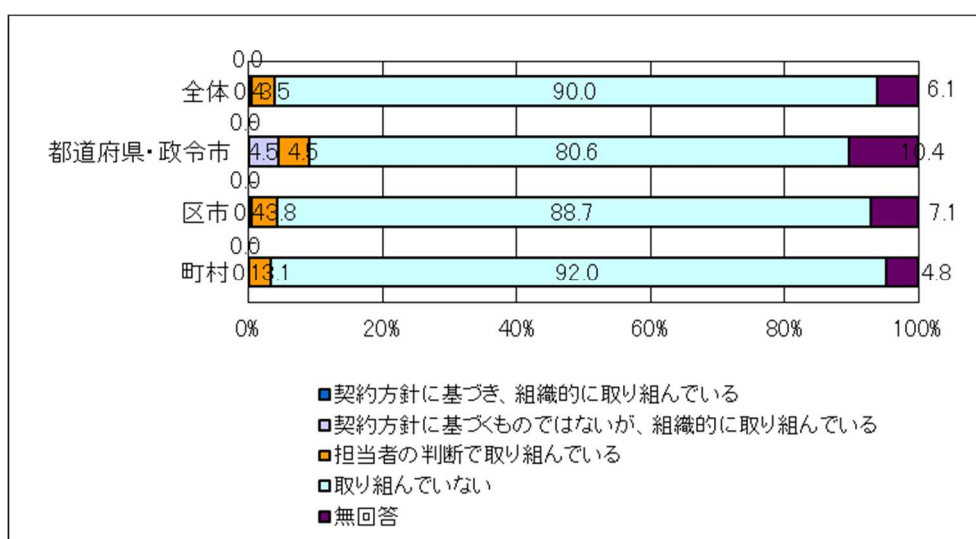


図 97. 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

④建築物設計

表 106. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1714 100.0	18 1.1	93 5.4	192 11.2	1343 78.4	68 4.0
都道府県・政令市	67 100.0	3 4.5	15 22.4	7 10.4	39 58.2	3 4.5
区市	785 100.0	10 1.3	58 7.4	97 12.4	587 74.8	33 4.2
町村	862 100.0	5 0.6	20 2.3	88 10.2	717 83.2	32 3.7

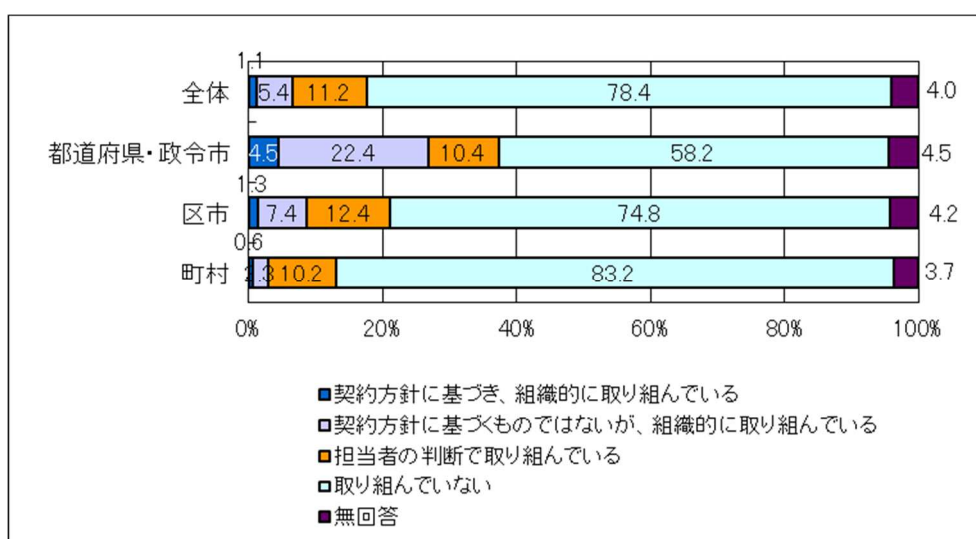


図 98. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

⑤建築物維持管理

表 107. 環境配慮契約の組織的取組（建築物維持管理）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的に 取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1714 100.0	15 0.9	77 4.5	204 11.9	1356 79.1	62 3.6
都道府県・政令市	67 100.0	1 1.5	8 11.9	6 9.0	49 73.1	3 4.5
区市	785 100.0	10 1.3	48 6.1	104 13.2	593 75.5	30 3.8
町村	862 100.0	4 0.5	21 2.4	94 10.9	714 82.8	29 3.4

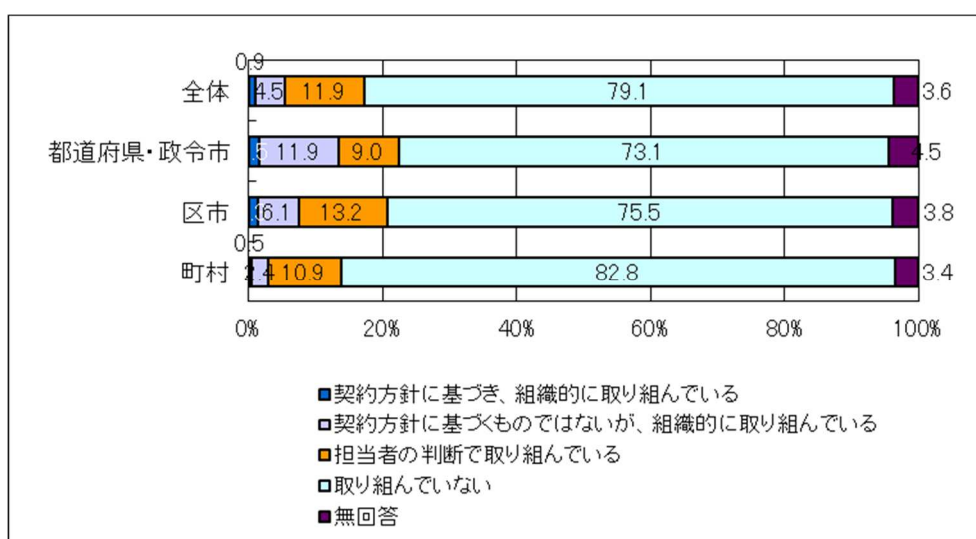


図 99. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

⑥ESCO

表 108. 環境配慮契約の組織的取組（ESCO）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1714 100.0	15 0.9	54 3.2	140 8.2	1423 83.0	82 4.8
都道府県・政令市	67 100.0	3 4.5	11 16.4	4 6.0	43 64.2	6 9.0
区市	785 100.0	9 1.1	32 4.1	81 10.3	623 79.4	40 5.1
町村	862 100.0	3 0.3	11 1.3	55 6.4	757 87.8	36 4.2

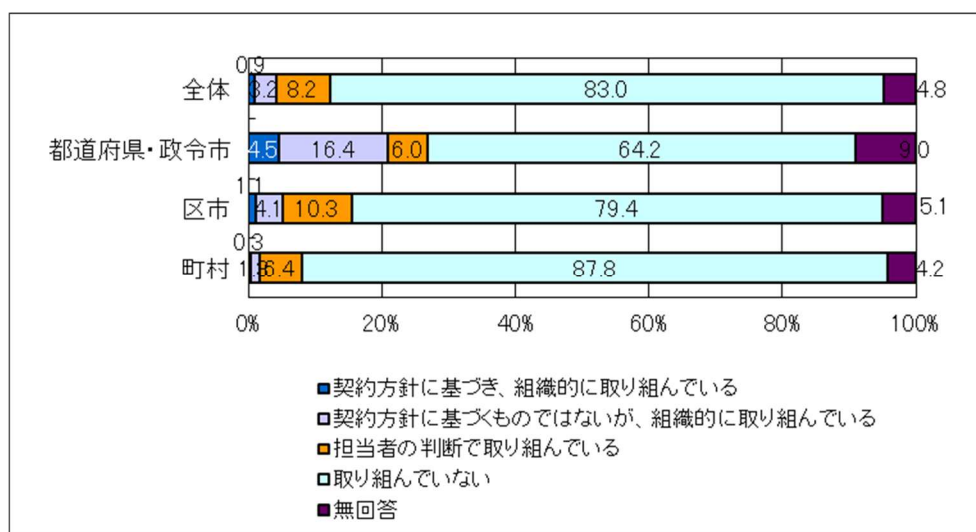


図 100. 環境配慮契約の組織的取組（建築物維持管理）

⑦その他省エネ改修

表 109. 環境配慮契約の組織的取組（その他省エネ改修）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1714 100.0	12 0.7	69 4.0	190 11.1	1354 79.0	89 5.2
都道府県・政令市	67 100.0	1 1.5	9 13.4	6 9.0	46 68.7	5 7.5
区市	785 100.0	10 1.3	43 5.5	101 12.9	589 75.0	42 5.4
町村	862 100.0	1 0.1	17 2.0	83 9.6	719 83.4	42 4.9

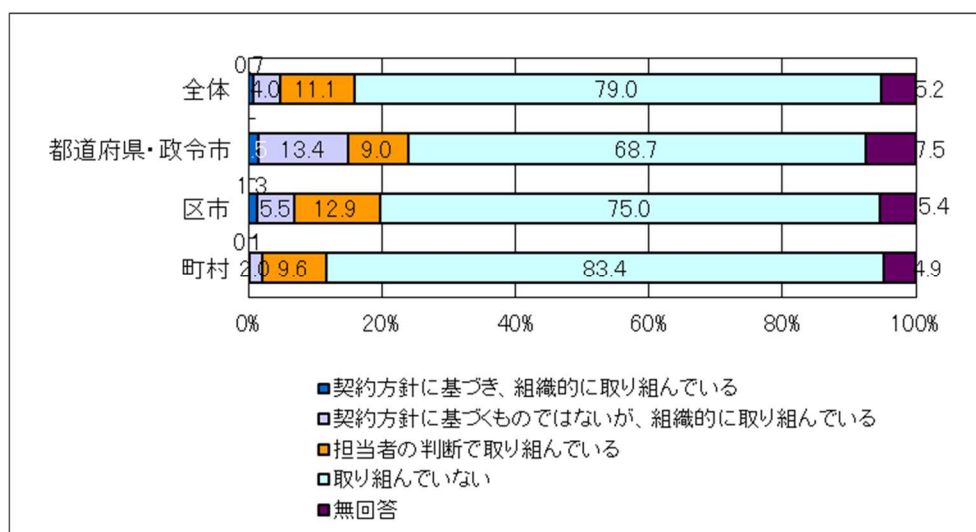


図 101. 環境配慮契約の組織的取組（その他省エネ改修）

⑧産業廃棄物処理

表 110. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1714 100.0	11 0.6	76 4.4	189 11.0	1355 79.1	83 4.8
都道府県・政令市	67 100.0	3 4.5	8 11.9	5 7.5	46 68.7	5 7.5
区市	785 100.0	5 0.6	50 6.4	100 12.7	590 75.2	40 5.1
町村	862 100.0	3 0.3	18 2.1	84 9.7	719 83.4	38 4.4

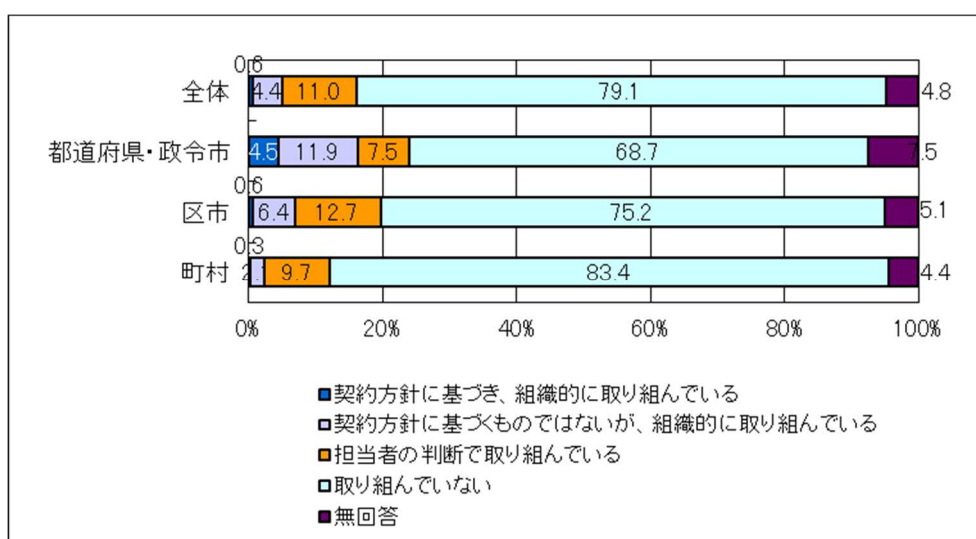


図 102. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

3-4-1-2. 組織的に取り組む予定がある分野（問4-1C）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1B）」において環境配慮契約に組織的に取り組んでいない（「担当者の判断で取り組んでいる」又は「取り組んでいない」）と回答した団体を対象に、組織的に取り組む予定を質問したところ、全体の3.2%は電気供給、2.6%は自動車購入及び賃貸借に組織的に取り組む予定があると回答した。その他の類型では全体の1~2%程度が組織的に取り組む予定があると回答した。

表 111. 組織的に取り組む予定がある分野（都道府県・政令市、区市、町村 分野別）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	全体	電気の供給を受ける契約	自動車の購入及び賃貸借に係る契約	船舶の調達に係る契約	建築物の設計に係る契約	建築物の維持管理に係る契約	ESCO事業に係る契約	その他省エネ改修	産業廃棄物処理に係る契約	予定なし
環境配慮契約に組織的に取り組んでいないと回答した団体数	1651 100.0	53 3.2	43 2.6	19 1.2	28 1.7	30 1.8	27 1.6	28 1.7	26 1.6	1572 95.2
都道府県・政令市	62 100.0	4 6.5	1 1.6	1 1.6	3 4.8	3 4.8	0 0.0	2 3.2	1 1.6	54 87.1
区市	756 100.0	28 3.7	24 3.2	8 1.1	10 1.3	13 1.7	13 1.7	12 1.6	11 1.5	713 94.3
町村	833 100.0	21 2.5	18 2.2	10 1.2	15 1.8	14 1.7	14 1.7	14 1.7	14 1.7	805 96.6

※問4-1Cは複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである

3-4-1-3. 環境配慮契約の契約実績（問4-1D）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1B）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体を対象に、環境配慮契約の実績を質問したところ、電気供給では全体の14.1%、自動車の購入及び賃貸借では6.9%、建築物設計では4.6%、建築物維持管理に係る契約（以下、「建築物維持管理」という。）では2.0%、ESCO事業に係る契約（以下、「ESCO」という。）では5.3%、産業廃棄物処理に係る契約（以下、「産業廃棄物処理」という。）では3.6%の団体が「100%環境配慮契約を実施している」と回答した。

①電気供給

表 112. 環境配慮契約の契約実績（電気供給）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境配慮契約を 実施している 100%	未 50 満 で 環 境 配 慮 契 約 を 実 施 し て い る 50%~100%	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	391 100.0	55 14.1	54 13.8	49 12.5	178 45.5	55 14.1
都道府県・政令市	46 100.0	13 28.3	7 15.2	5 10.9	16 34.8	5 10.9
区市	229 100.0	35 15.3	33 14.4	33 14.4	103 45.0	25 10.9
町村	116 100.0	7 6.0	14 12.1	11 9.5	59 50.9	25 21.6

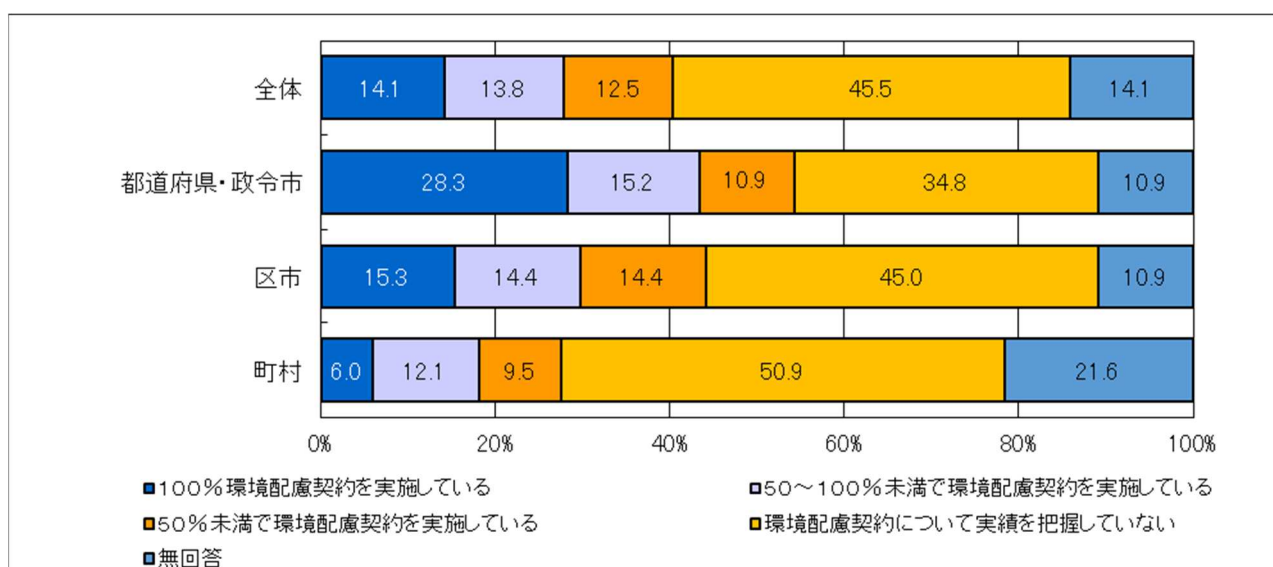


図 103. 環境配慮契約の契約実績（電気供給）

②自動車の購入及び賃貸借

表 113. 環境配慮契約の契約実績（自動車の購入及び賃貸借）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	環境配慮契約を 実施している 100%	50%未満で環境配慮契約 を実施している 50%～100%	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	462 100.0	32 6.9	48 10.4	41 8.9	292 63.2	49 10.6
都道府県・政令市	31 100.0	4 12.9	7 22.6	3 9.7	15 48.4	2 6.5
区市	252 100.0	20 7.9	27 10.7	22 8.7	161 63.9	22 8.7
町村	179 100.0	8 4.5	14 7.8	16 8.9	116 64.8	25 14.0

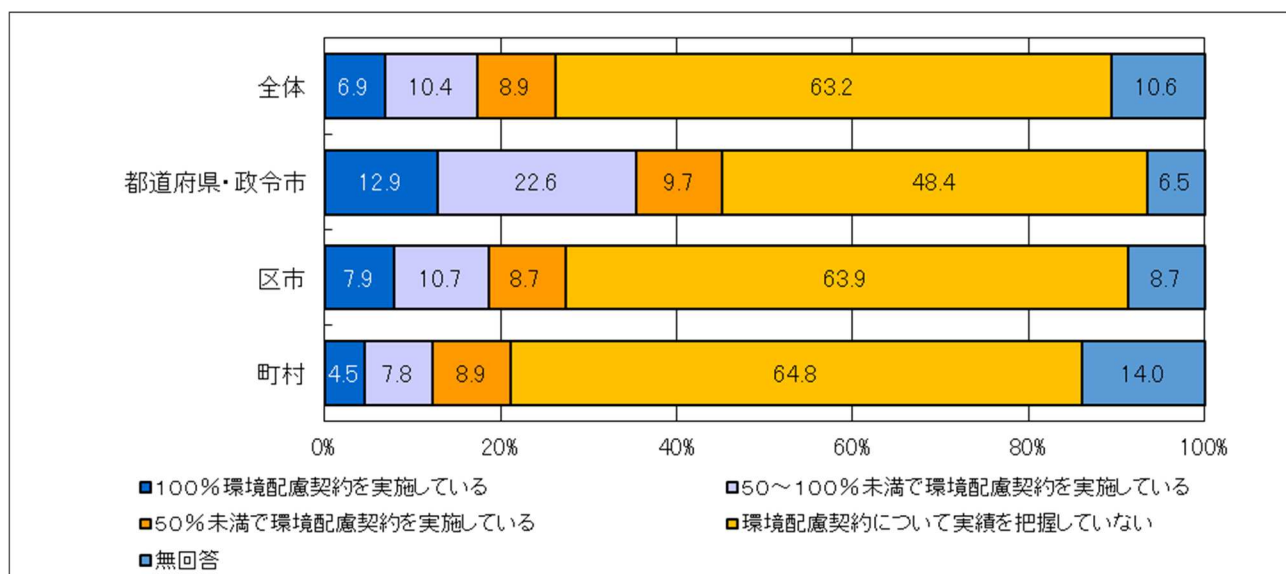


図 104. 環境配慮契約の契約実績（自動車の購入及び賃貸借）

③船舶調達

表 114. 環境配慮契約の契約実績（船舶調達）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	環境配慮契約を 実施している 100%	50%未満で 環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	67 100.0	0 0.0	2 3.0	1 1.5	50 74.6	14 20.9
都道府県・政令市	6 100.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	3 50.0
区市	33 100.0	0 0.0	1 3.0	0 0.0	27 81.8	5 15.2
町村	28 100.0	0 0.0	1 3.6	0 0.0	21 75.0	6 21.4

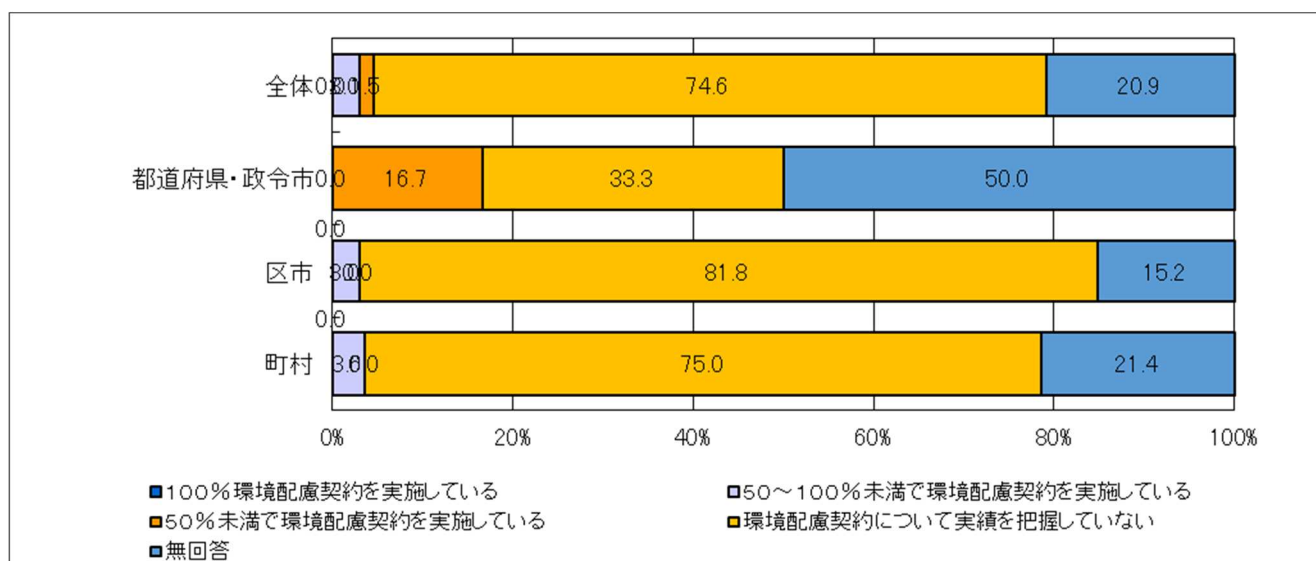


図 105. 環境配慮契約の契約実績（船舶調達）

④建築物設計

表 115. 環境配慮契約の契約実績（建築物設計）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	303 100.0	14 4.6	15 5.0	12 4.0	221 72.9	41 13.5
都道府県・政令市	25 100.0	4 16.0	2 8.0	1 4.0	14 56.0	4 16.0
区市	165 100.0	7 4.2	11 6.7	7 4.2	119 72.1	21 12.7
町村	113 100.0	3 2.7	2 1.8	4 3.5	88 77.9	16 14.2

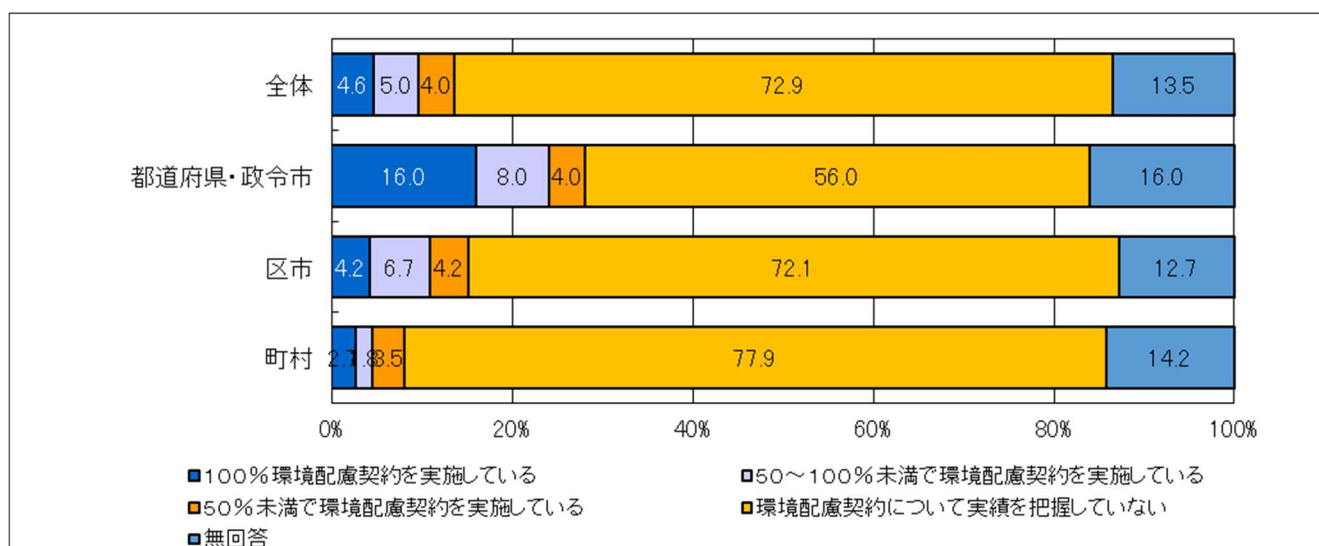


図 106. 環境配慮契約の契約実績（建築物設計）

⑤建築物維持管理

表 116. 環境配慮契約の契約実績（建築物維持管理）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	296 100.0	6 2.0	22 7.4	14 4.7	221 74.7	33 11.1
都道府県・政令市	15 100.0	1 6.7	0 0.0	0 0.0	10 66.7	4 26.7
区市	162 100.0	4 2.5	15 9.3	8 4.9	122 75.3	13 8.0
町村	119 100.0	1 0.8	7 5.9	6 5.0	89 74.8	16 13.4

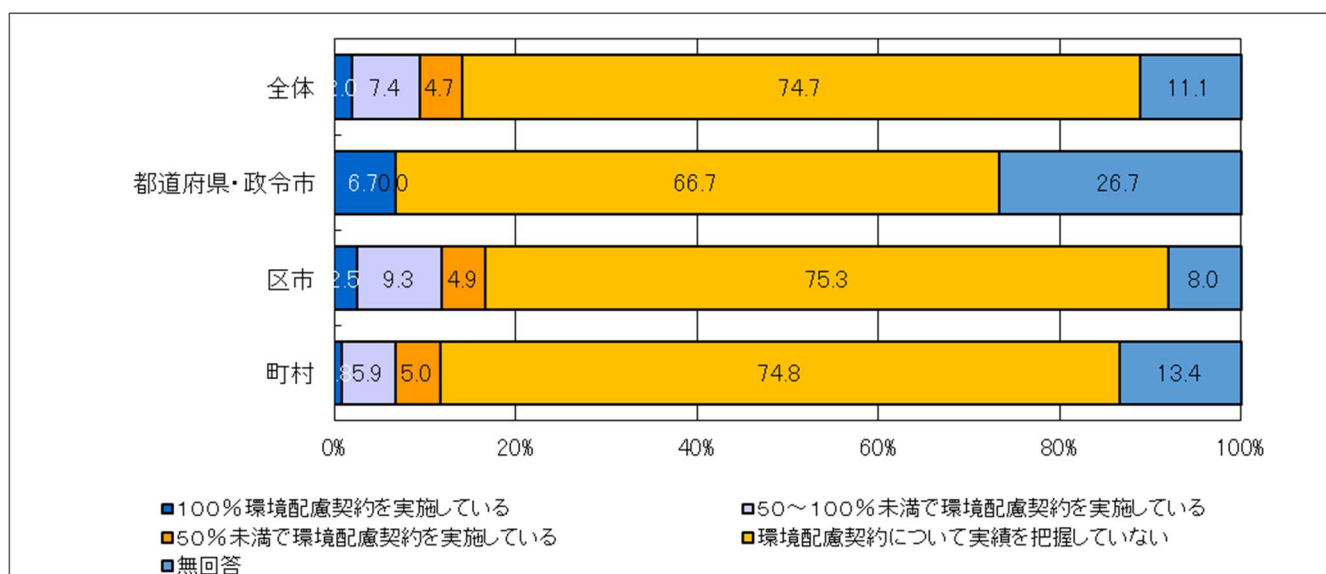


図 107. 環境配慮契約の契約実績（建築物維持管理）

⑥ E S C O

表 117. 環境配慮契約の契約実績（E S C O）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	209 100.0	11 5.3	7 3.3	8 3.8	137 65.6	46 22.0
都道府県・政令市	18 100.0	4 22.2	0 0.0	0 0.0	4 22.2	10 55.6
区市	122 100.0	5 4.1	4 3.3	6 4.9	84 68.9	23 18.9
町村	69 100.0	2 2.9	3 4.3	2 2.9	49 71.0	13 18.8

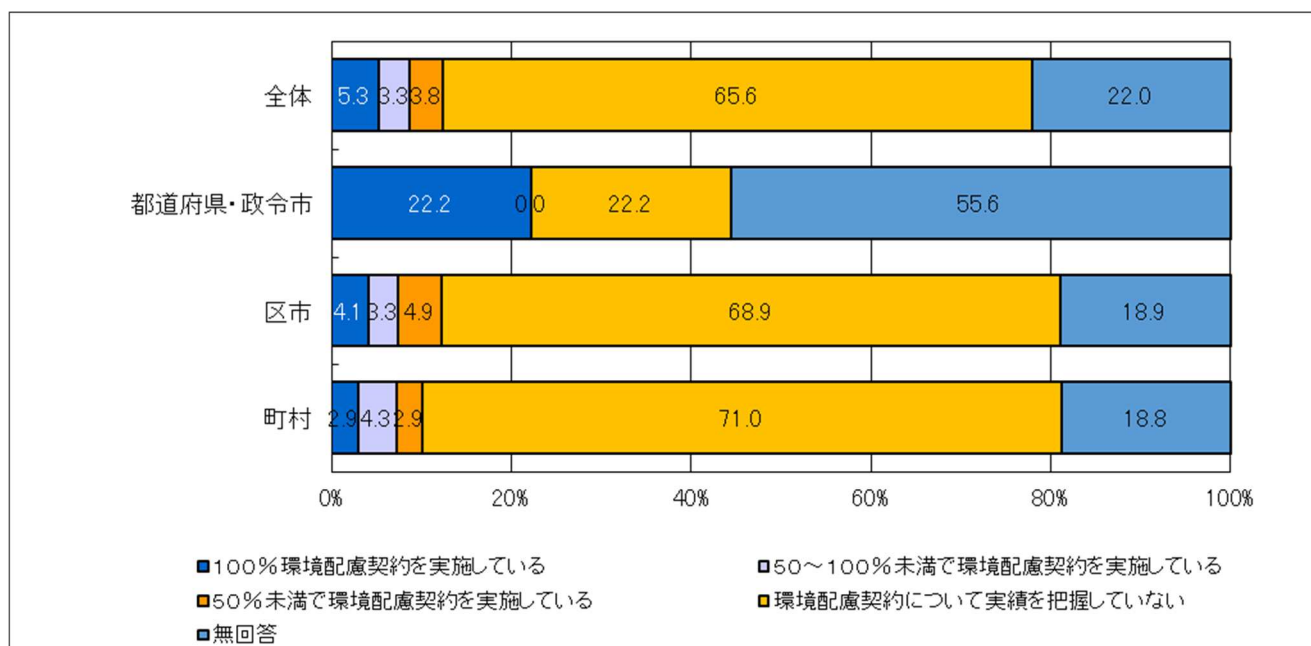


図 108. 環境配慮契約の契約実績（E S C O）

⑦産業廃棄物処理

表 118. 環境配慮契約の契約実績（産業廃棄物処理）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	環境配慮契約を 実施している 100%	50%未満で環境配慮契約 を実施している 50%～100%	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	276 100.0	10 3.6	23 8.3	11 4.0	198 71.7	34 12.3
都道府県・政令市	16 100.0	3 18.8	1 6.3	1 6.3	9 56.3	2 12.5
区市	155 100.0	4 2.6	16 10.3	7 4.5	113 72.9	15 9.7
町村	105 100.0	3 2.9	6 5.7	3 2.9	76 72.4	17 16.2

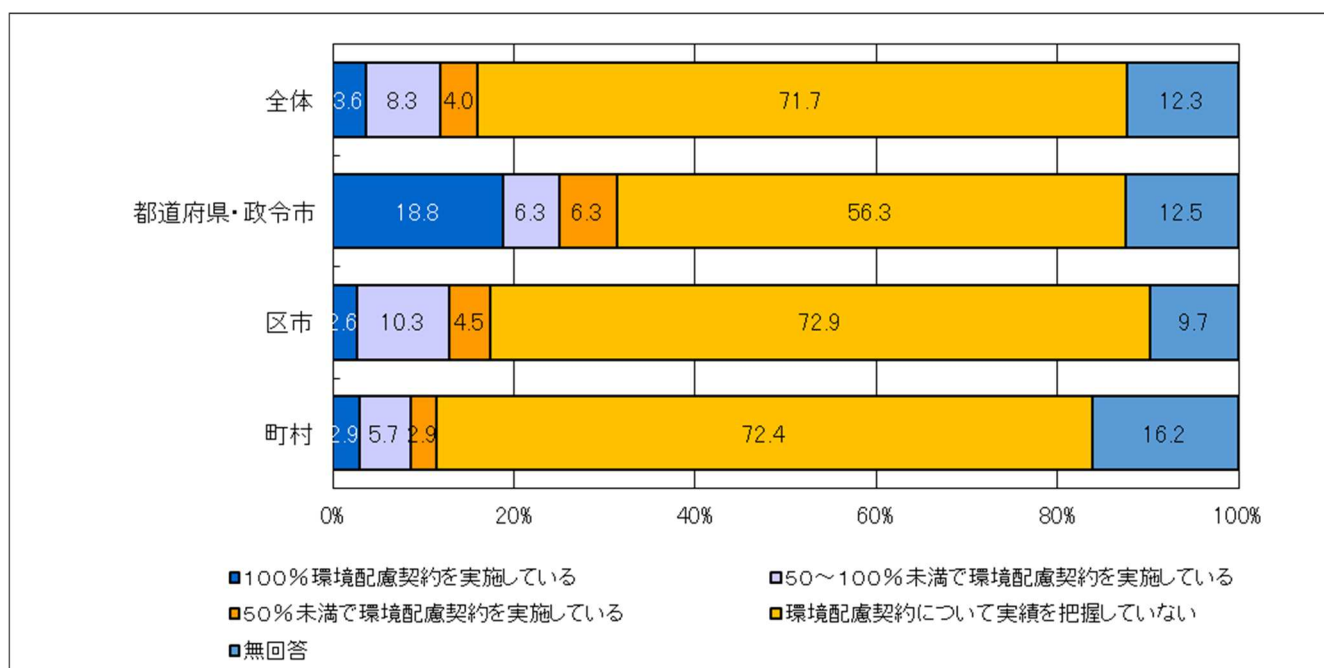


図 109. 環境配慮契約の契約実績（産業廃棄物処理）

3-4-1-4. 契約機会がなかった分野（問4-1E）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1B）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体を対象に、契約機会がなかった分野を質問したところ、全体で割合が高い順にESCO5.5%、自動車購入及び賃貸借4.2%、建築物設計3.0%であった。

表 119. 契約機会がなかった分野（都道府県・政令市、区市、町村 分野別）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	全体	電気の供給を受ける契約	自動車の購入及び賃貸借に係る契約	船舶の調達に係る契約	建築物の設計に係る契約	建築物の維持管理に係る契約	ESCO事業に係る契約	産業廃棄物処理に係る契約	契約機会あり
環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体数	623 100.0	29 4.7	24 3.9	11 1.8	16 2.6	9 1.4	34 5.5	11 1.8	534 85.7
都道府県・政令市	53 100.0	3 5.7	0 0.0	1 1.9	0 0.0	0 0.0	8 15.1	0 0.0	42 79.2
区市	355 100.0	17 4.8	13 3.7	6 1.7	8 2.3	4 1.1	20 5.6	5 1.4	305 85.9
町村	215 100.0	9 4.2	11 5.1	4 1.9	8 3.7	5 2.3	6 2.8	6 2.8	187 87.0

※問4-1Eは複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである

3-4-1-5. 環境配慮契約の契約実績の公表（問4-1F）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1B）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体のうち、電気供給の環境配慮契約の契約実績を公表しているのは全体の11.0%、都道府県・政令市の21.7%、区市の13.5%、町村の1.7%であった。自動車の購入及び賃貸借、建築物設計、ESCO、産業廃棄物処理においても、団体の規模により契約実績の公表状況に差があった。

表 120. 契約実績の公表（電気供給）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	している	していない	無回答
全体	391	43	302	46
	100.0	11.0	77.2	11.8
都道府県・政令市	46	10	31	5
	100.0	21.7	67.4	10.9
区市	229	31	180	18
	100.0	13.5	78.6	7.9
町村	116	2	91	23
	100.0	1.7	78.4	19.8

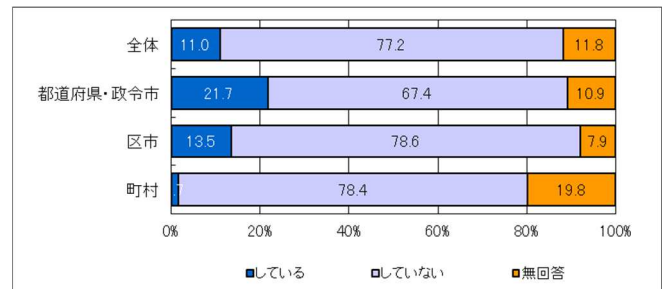


図 110. 契約実績の公表（電気供給）

表 121. 契約実績の公表（自動車）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	している	していない	無回答
全体	462	15	391	56
	100.0	3.2	84.6	12.1
都道府県・政令市	31	5	24	2
	100.0	16.1	77.4	6.5
区市	252	9	211	32
	100.0	3.6	83.7	12.7
町村	179	1	156	22
	100.0	0.6	87.2	12.3

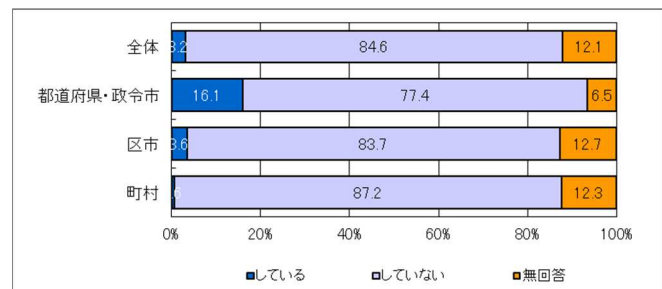


図 111. 契約実績の公表（自動車）

表 122. 契約実績の公表（船舶）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	している	していない	無回答
全体	67	0	54	13
	100.0	0.0	80.6	19.4
都道府県・政令市	6	0	4	2
	100.0	0.0	66.7	33.3
区市	33	0	28	5
	100.0	0.0	84.8	15.2
町村	28	0	22	6
	100.0	0.0	78.6	21.4

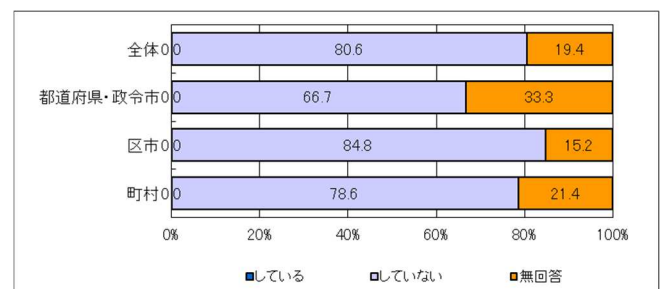


図 112. 契約実績の公表（船舶）

表 123. 契約実績の公表（建築物設計）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	している	していない	無回答
全体	303	5	259	39
	100.0	1.7	85.5	12.9
都道府県・政令市	25	4	16	5
	100.0	16.0	64.0	20.0
区市	165	1	145	19
	100.0	0.6	87.9	11.5
町村	113	0	98	15
	100.0	0.0	86.7	13.3

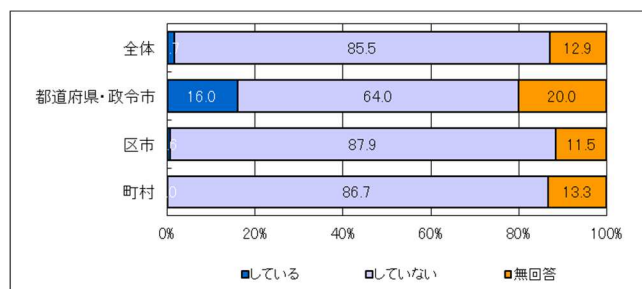


図 113. 契約実績の公表（建築物設計）

表 124. 契約実績の公表（建築物維持管理）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	している	していない	無回答
全体	296	5	258	33
	100.0	1.7	87.2	11.1
都道府県・政令市	15	0	12	3
	100.0	0.0	80.0	20.0
区市	162	4	143	15
	100.0	2.5	88.3	9.3
町村	119	1	103	15
	100.0	0.8	86.6	12.6

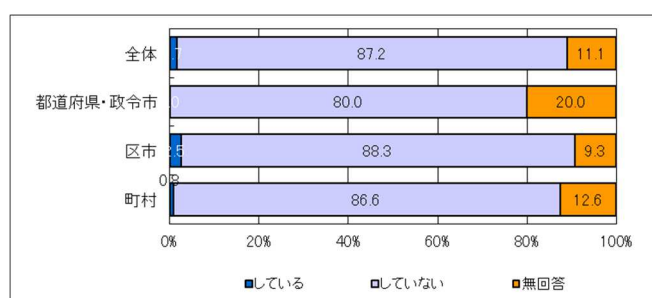


図 114. 契約実績の公表（建築物設計）

表 125. 契約実績の公表（E S C O）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	している	していない	無回答
全体	209	7	164	38
	100.0	3.3	78.5	18.2
都道府県・政令市	18	4	7	7
	100.0	22.2	38.9	38.9
区市	122	3	100	19
	100.0	2.5	82.0	15.6
町村	69	0	57	12
	100.0	0.0	82.6	17.4

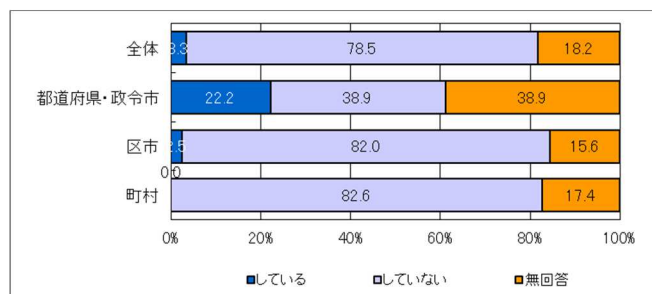


図 115. 契約実績の公表（E S C O）

表 126. 契約実績の公表（産業廃棄物処理）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	している	していない	無回答
全体	276	9	235	32
	100.0	3.3	85.1	11.6
都道府県・政令市	16	3	11	2
	100.0	18.8	68.8	12.5
区市	155	6	132	17
	100.0	3.9	85.2	11.0
町村	105	0	92	13
	100.0	0.0	87.6	12.4

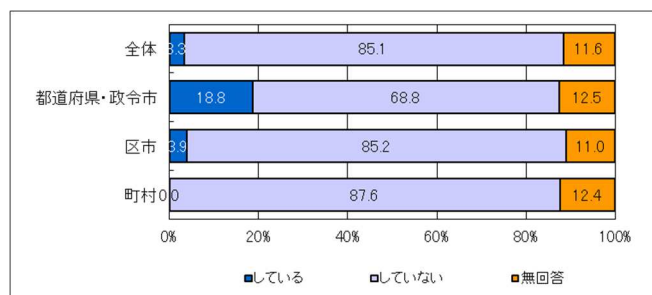


図 116. 契約実績の公表（産業廃棄物処理）

3-4-2. 電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目（問4-2）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1B）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体が電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目に設定しているのは、主に「再生可能エネルギー導入状況」と「二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）」、「未利用エネルギー活用状況」であった。都道府県・政令市の61.4%は「再生可能エネルギー導入状況」を、59.1%は「二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）」と「未利用エネルギー活用状況」を裾切り方式の必須項目に設定していた。

①二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）

環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体のうち、電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目（必須項目及び加点項目）に「二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）」を設定していると回答した団体は、全体の47.5%であった。都道府県・政令市では82.6%、区市では55.0%、町村では19.0%が二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を評価項目に設定していると回答した。

表 127. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（二酸化炭素排出係数（調整後排出係数））

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	設定している 必須項目に	設定している 加点項目に	（設定なし） 無回答
全体	391 100.0	137 35.0	49 12.5	205 52.4
都道府県・政令市	46 100.0	29 63.0	9 19.6	8 17.4
区市	229 100.0	92 40.2	34 14.8	103 45.0
町村	116 100.0	16 13.8	6 5.2	94 81.0

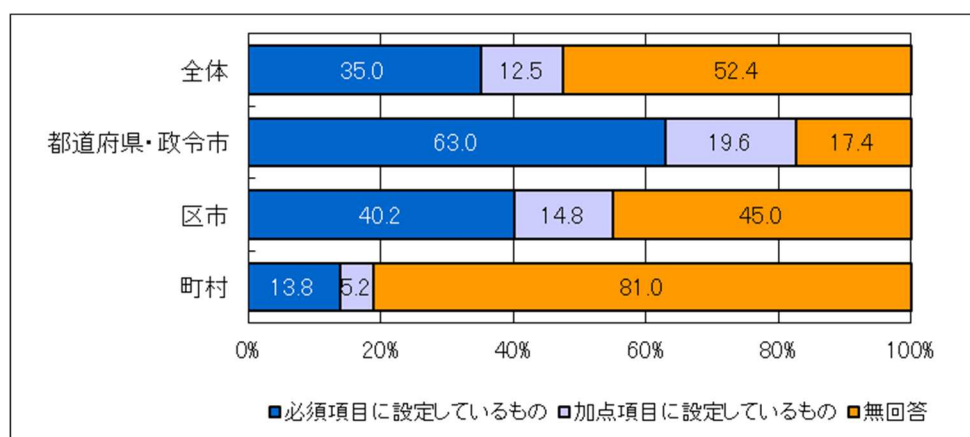


図 117. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（二酸化炭素排出係数（調整後排出係数））

②二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）

環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体のうち、電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目（必須項目及び加点点項目）に「二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）」を設定していると回答した団体は、全体の9.2%であった。都道府県・政令市では6.5%、区市では8.7%、町村では11.2%が二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）を評価項目に設定していると回答した。

表 128. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（二酸化炭素排出係数（基礎排出係数））
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	必須項目に 設定している	加点点項目に 設定している	（設定なし） 無回答
全体	391 100.0	20 5.1	16 4.1	355 90.8
都道府県・政令市	46 100.0	1 2.2	2 4.3	43 93.5
区市	229 100.0	11 4.8	9 3.9	209 91.3
町村	116 100.0	8 6.9	5 4.3	103 88.8

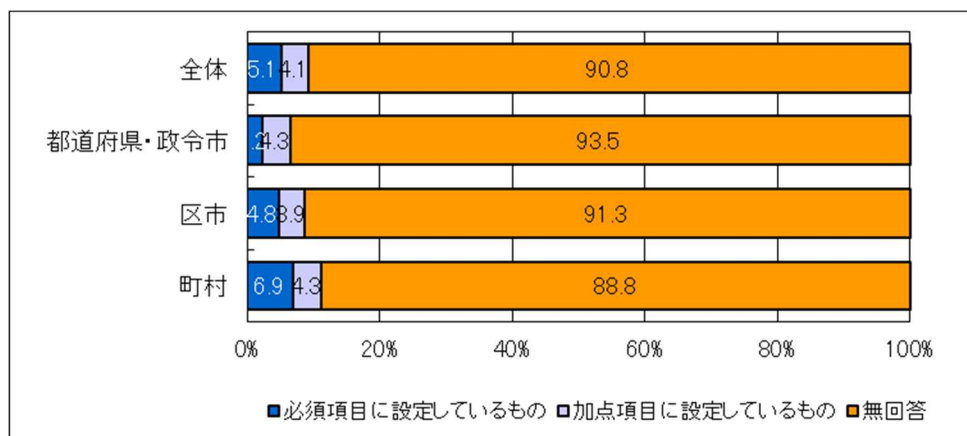


図 118. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（二酸化炭素排出係数（基礎排出係数））

③未利用エネルギー活用状況

環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体のうち、電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目（必須項目及び加点項目）に「未利用エネルギー活用状況」を設定していると回答した団体は、全体の44.3%であった。都道府県・政令市では84.8%、区市では50.2%、町村では16.4%が未利用エネルギー活用状況の評価項目に設定していると回答した。

表 129. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（未利用エネルギー活用状況）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	必須項目に 設定している	加点項目に 設定している	（設定なし） 無回答
全体	391 100.0	109 27.9	64 16.4	218 55.8
都道府県・政令市	46 100.0	26 56.5	13 28.3	7 15.2
区市	229 100.0	74 32.3	41 17.9	114 49.8
町村	116 100.0	9 7.8	10 8.6	97 83.6

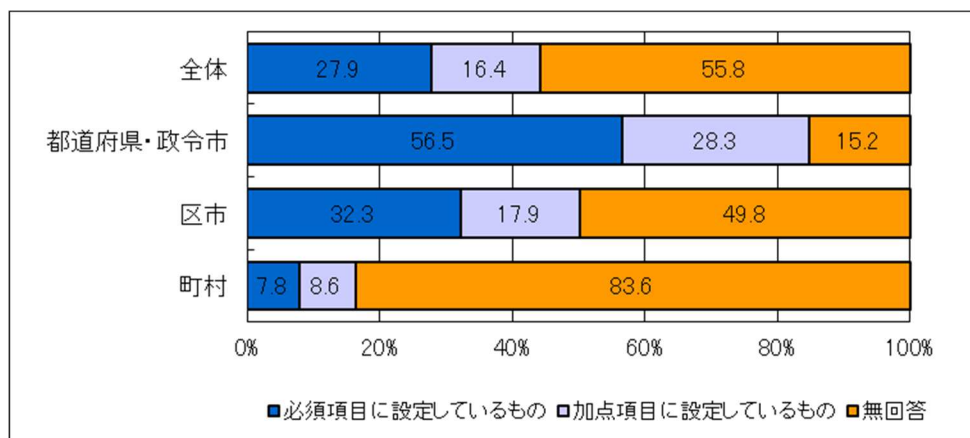


図 119. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（未利用エネルギー活用状況）

④再生可能エネルギー導入状況

環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体のうち、電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目（必須項目及び加点項目）に「再生可能エネルギー導入状況」を設定していると回答した団体は、全体の46.8%であった。都道府県・政令市では87.0%、区市では52.4%、町村では19.8%が再生可能エネルギー導入状況を評価項目に設定していると回答した。

表 130. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（再生可能エネルギー導入状況）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	必須項目に 設定している	加点項目に 設定している	（設定なし） 無回答
全体	391 100.0	117 29.9	66 16.9	208 53.2
都道府県・政令市	46 100.0	27 58.7	13 28.3	6 13.0
区市	229 100.0	78 34.1	42 18.3	109 47.6
町村	116 100.0	12 10.3	11 9.5	93 80.2

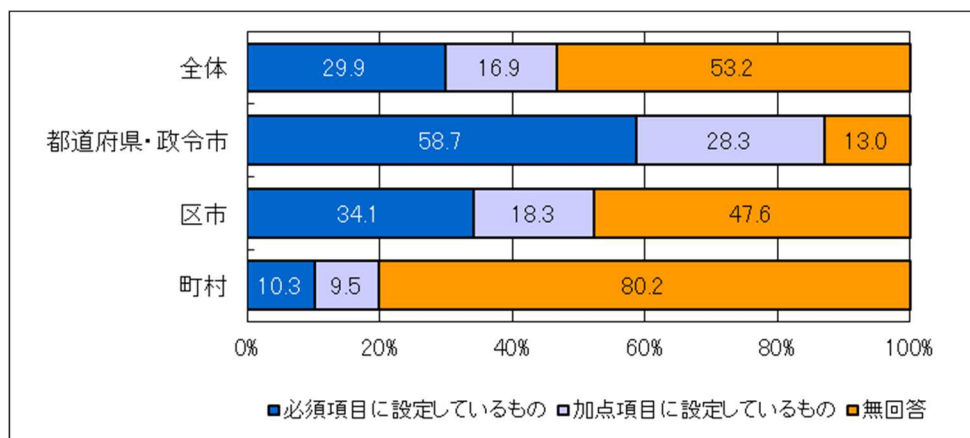


図 120. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（再生可能エネルギー導入状況）

⑤需要家への省エネ等情報提供の取組

環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体のうち、電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目（必須項目及び加点項目）に「需要家への省エネ等情報提供の取組」を設定していると回答した団体は、全体の34.8%であった。都道府県・政令市では73.9%、区市では36.6%、町村では15.5%が需要家への省エネ等情報提供の取組を評価項目に設定していると回答した。

表 131. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（需要家への省エネ等情報提供の取組）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	必須項目に 設定している	加点項目に 設定している	（設定なし） 無回答
全体	391 100.0	31 7.9	105 26.9	255 65.2
都道府県・政令市	46 100.0	6 13.0	28 60.9	12 26.1
区市	229 100.0	20 8.7	64 27.9	145 63.3
町村	116 100.0	5 4.3	13 11.2	98 84.5

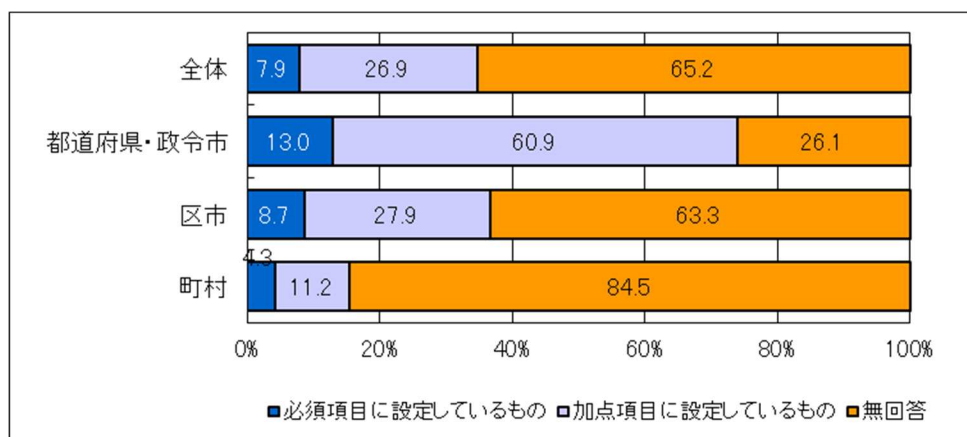


図 121. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（需要家への省エネ等情報提供の取組）

⑥環境・CSR報告書の発行状況

環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体のうち、電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目（必須項目及び加点点項目）に「環境・CSR報告書の発行状況」を設定していると回答した団体は、全体の4.1%であった。都道府県・政令市では6.5%、区市では3.1%、町村では5.2%が「環境・CSR報告書の発行状況」を評価項目に設定していると回答した。

表 132. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（環境・CSR報告書の発行状況）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	必須項目に 設定している	加点点項目に 設定している	（設定なし） 無回答
全体	391 100.0	4 1.0	12 3.1	375 95.9
都道府県・政令市	46 100.0	3 6.5	0 0.0	43 93.5
区市	229 100.0	0 0.0	7 3.1	222 96.9
町村	116 100.0	1 0.9	5 4.3	110 94.8

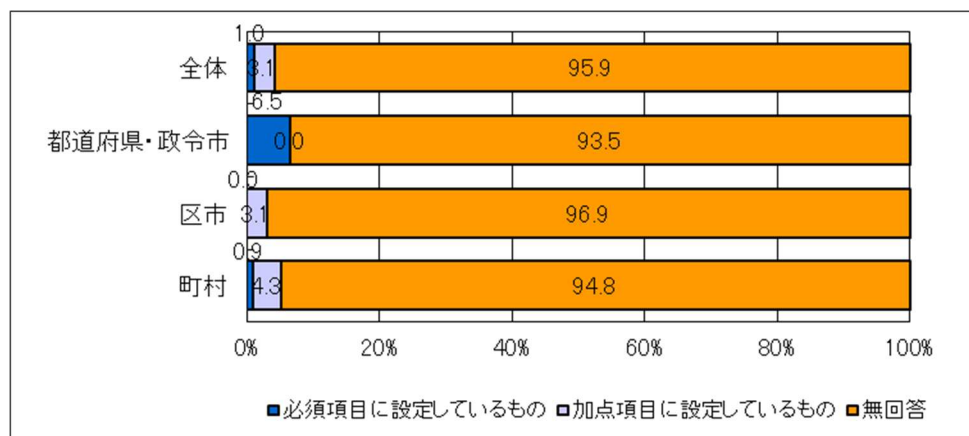


図 122. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（環境・CSR報告書の発行状況）

⑦環境マネジメントシステムの導入状況

環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体のうち、電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目（必須項目及び加点点項目）に「環境マネジメントシステムの導入状況」を設定していると回答した団体は、全体の8.4%であった。都道府県・政令市では21.8%、区市では7.0%、町村では6.0%が環境マネジメントシステムの導入状況の評価項目に設定していると回答した。

表 133. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（環境マネジメントシステムの導入状況）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	必須項目に 設定している	加点点項目に 設定している	（設定なし） 無回答
全体	391 100.0	11 2.8	22 5.6	358 91.6
都道府県・政令市	46 100.0	5 10.9	5 10.9	36 78.3
区市	229 100.0	1 0.4	15 6.6	213 93.0
町村	116 100.0	5 4.3	2 1.7	109 94.0

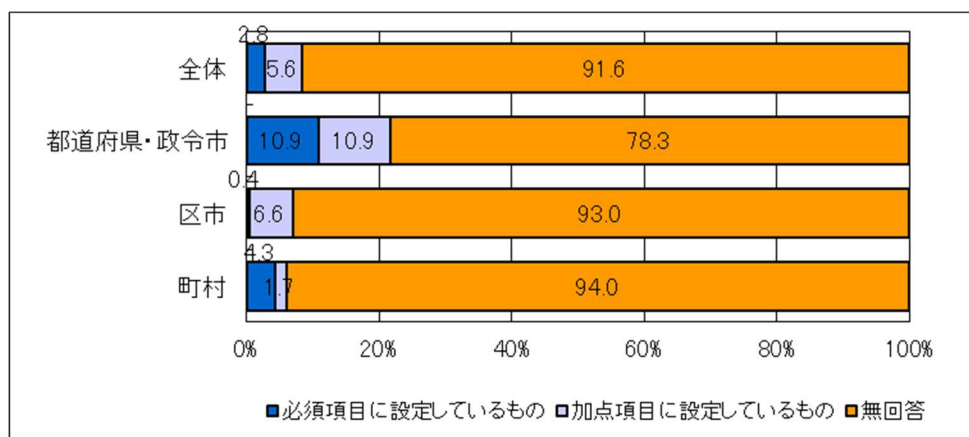


図 123. 電力の環境配慮契約 裾切り方式評価項目（環境マネジメントシステムの導入状況）

3-4-3. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法（問4-3）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1B）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体の68.8%は、高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約を実施していなかったが、裾切り方式以外の方式で実施している団体では、主に「地元の地域新電力との随意契約」を採用していた。

表 134. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	全体	総合評価 落札方式	公募型 プロポーザル	他都市との 連携による 随意契約	地元の地域 新電力との 随意契約	その他	裾切り方式以外で 実施していない
環境配慮契約に取り組んでいる と回答した団体数	391 100.0	11 2.8	13 3.3	4 1.0	40 10.2	58 14.8	269 68.8
都道府県・政令市	46 100.0	2 4.3	2 4.3	1 2.2	4 8.7	3 6.5	34 73.9
区市	229 100.0	7 3.1	9 3.9	0 0.0	23 10.0	39 17.0	153 66.8
町村	116 100.0	2 1.7	2 1.7	3 2.6	13 11.2	16 13.8	82 70.7

※問4-3は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

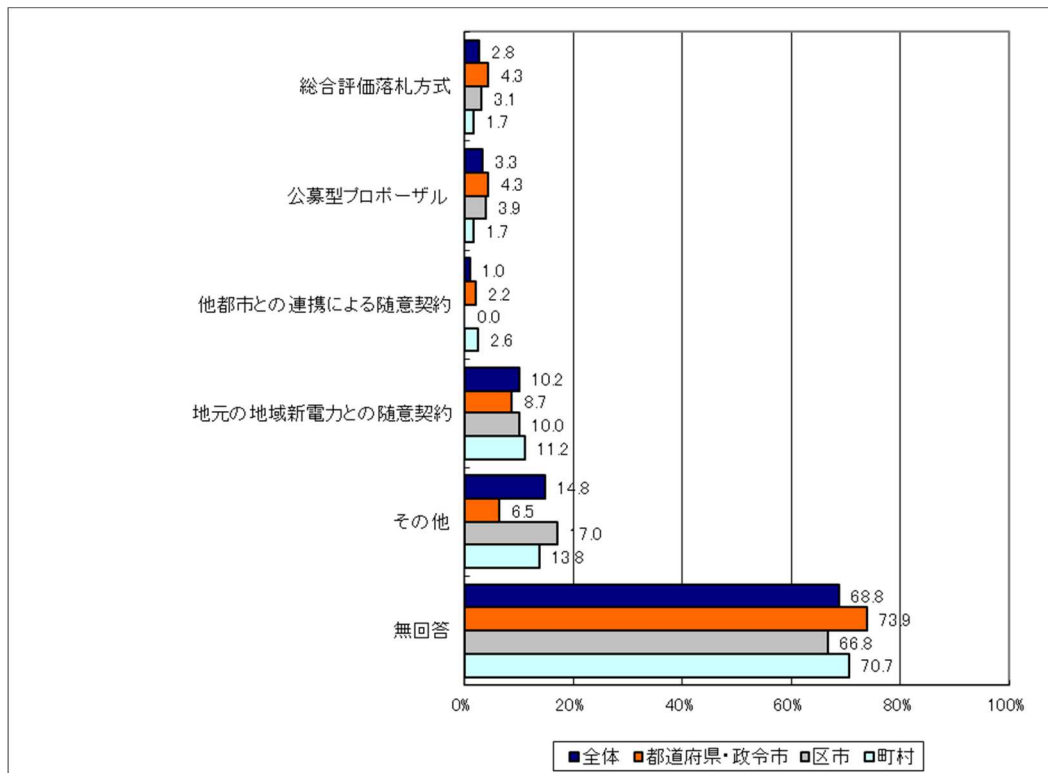


図 124. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法

3-4-4. 総合評価落札方式の評価項目（問4-4）

「3-4-3. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法（問4-3）」において「総合評価落札方式」と回答した団体が、総合評価落札方式の評価項目に設定しているものは、主に「小売電気事業者としての二酸化炭素排出係数」と「小売電気事業者の電源構成における再生可能エネルギーの導入割合」であった。

表 135. 総合評価落札方式の評価項目
(上段：回答件数（件）、下段：割合（％）)

団体分類	全体	小売電気事業者としての二酸化炭素排出係数	小売電気事業者の再生可能エネルギーの導入割合	個別契約で供給される電力の二酸化炭素排出係数	個別契約で供給される電力の再生可能エネルギーの割合	個別契約で供給される電力の再生可能エネルギーの種類	個別契約で供給される電力の再生可能エネルギーの発電地域	その他
契約手法は総合評価落札方式と回答した団体数	11 100.0	9 81.8	8 72.7	0 0.0	0 0.0	1 9.1	1 9.1	4 36.4
都道府県・政令市	2 100.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
区市	7 100.0	5 71.4	4 57.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 28.6
町村	2 100.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0

※問4-4は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

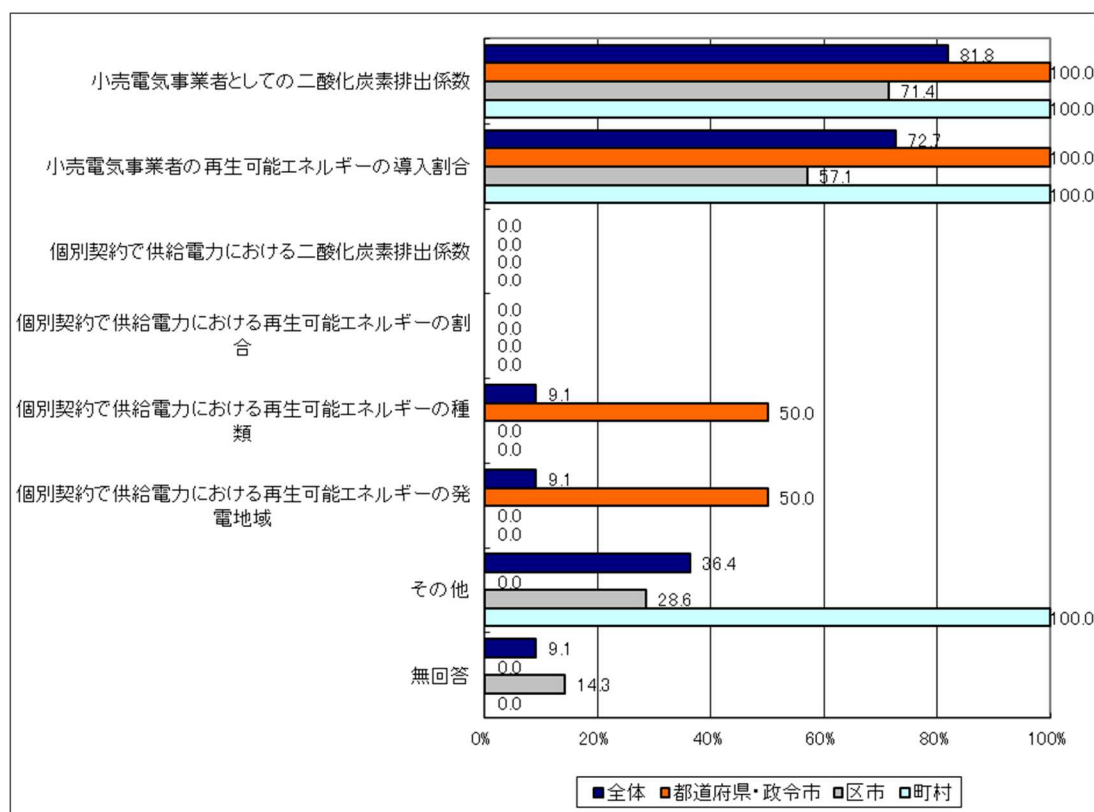


図 125. 総合評価落札方式の評価項目

3-4-5. 環境配慮契約に際して参考になっているもの（問4-5）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1B）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体が環境配慮契約に際して参考になっているものは、主に「国の基本方針及びその解説資料」と「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」、「他の自治体による取組」であった。都道府県・政令市では92.5%が「国の基本方針」を、52.8%が「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」を参考に使っていた。

表 136. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	全体	国の基本方針及びその解説資料	地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル	環境配慮契約法取組事例データベース	他の自治体による取組	独自に作成したデータベース	地方公共団体のための取組事例集	その他	無回答
環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体数	623	316	138	60	143	7	45	38	172
	100.0	50.7	22.2	9.6	23.0	1.1	7.2	6.1	27.6
都道府県・政令市	53	49	28	17	10	1	2	4	4
	100.0	92.5	52.8	32.1	18.9	1.9	3.8	7.5	7.5
区市	355	197	83	23	86	2	24	24	79
	100.0	55.5	23.4	6.5	24.2	0.6	6.8	6.8	22.3
町村	215	70	27	20	47	4	19	10	89
	100.0	32.6	12.6	9.3	21.9	1.9	8.8	4.7	41.4

※問4-5は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

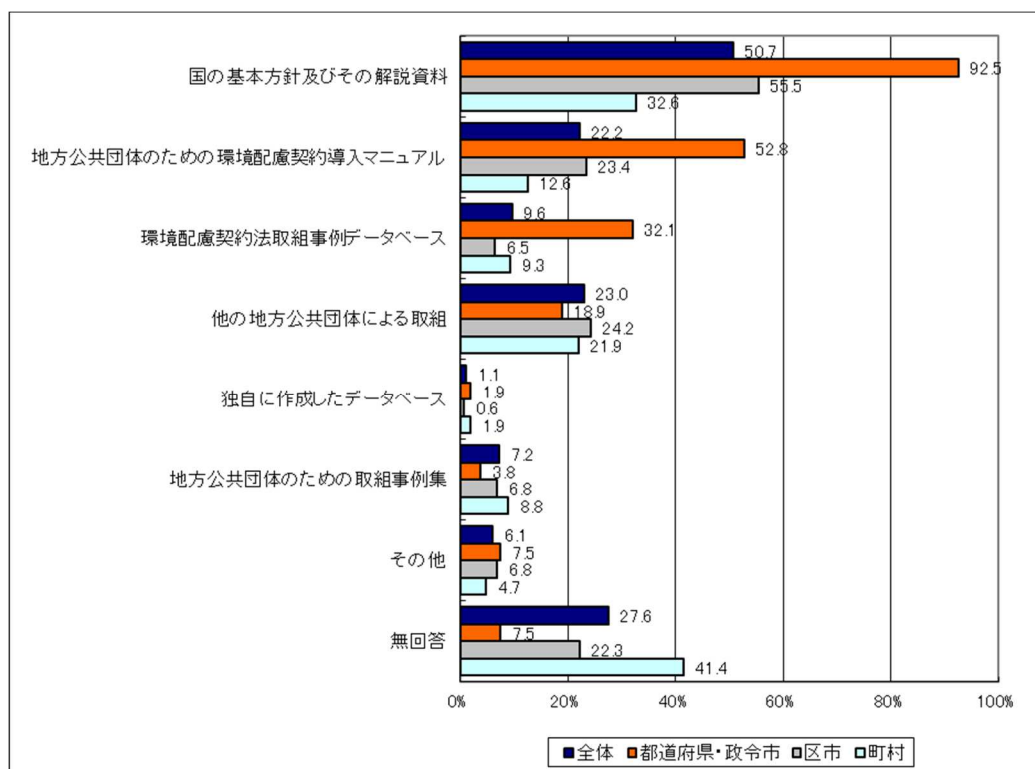


図 126. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

3－4－6．環境配慮契約7分野以外に実施している契約（問4－6）

環境配慮契約で対象としている7分野以外に実施している契約として、印刷請負契約における環境に配慮した用紙及びインキの使用や委託事業の契約、プロポーザル方式により事業者を選定する契約が挙げられた。

3-4-7. 環境配慮契約全般に関する意見や要望、今後の課題（問4-7）

環境配慮契約全般に関する意見や要望としては、環境配慮契約法に対する課題や要望、庁内で組織的に取り組む上での課題と課題克服に向けた要望、電気の供給契約に関する課題が挙げられた。

環境配慮契約法に対する課題や要望としては、環境配慮契約法のねらいや取り組む意義、期待される効果等が十分に周知されておらず、概要をまとめた資料や研修の機会の提供を求める声が聞かれた。

庁内で組織的に取り組む上での課題と課題克服に向けた要望では、電気の供給契約に関する課題が多く聞かれた。具体的には入札に参加する電力小売事業者が少ないことや契約価格の高騰、仕様書の作成方法が分からない等の課題が挙げられた。それらの課題を克服するために、他の地方公共団体の取組事例や専門家の派遣・支援、環境配慮契約を実施する上での財政的支援や補助事業の創設等への期待も見られた。

その他、環境配慮契約の取組を拡大する上で、事業者や市民への普及啓発の継続や、環境配慮契約法の類型の拡大の見通しに関する意見も見られた。

3-5. 環境配慮契約（電力）に関する特別設問

3-5-1. 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明状況（問4-8）

2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明（ゼロカーボンシティ）を行っているかの表明状況を質問した。回答した地方公共団体の 52.9%が 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを「表明している」と回答した。団体分類別では、都道府県・政令市の 94.0%、区市の 67.6%が「表明している」と回答している。

ゼロカーボンシティを宣言し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定を行う地方公共団体では、具体的な取組方策の一つとして、再エネ電力の導入や環境配慮契約の実施を挙げている。一方で、昨今の電力価格の高騰や電力小売事業者の苦境等から、落札価格の上昇や入札の不調や最低保障供給契約への変更となるケースが増えているため、環境配慮契約に踏み込まず、随意契約を継続する団体も存在する。

それらの課題を克服し、電気の供給契約の環境配慮契約を実施するためには、継続的に環境配慮契約に取り組む他の地方公共団体の取組方を広く周知するとともに、予定価格を増額したり、複数の電力契約を一つの契約にまとめることでスケールメリットを出したり、入札不調にならないように、電力小売事業者とのコミュニケーションを十分に取りながら入札を実施することが求められる。

表 137. 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明状況

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	表明している	表明していない	無回答
全体	1714 100.0	907 52.9	743 43.3	64 3.7
都道府県・政令市	67 100.0	63 94.0	2 3.0	2 3.0
区市	785 100.0	531 67.6	233 29.7	21 2.7
町村	862 100.0	313 36.3	508 58.9	41 4.8

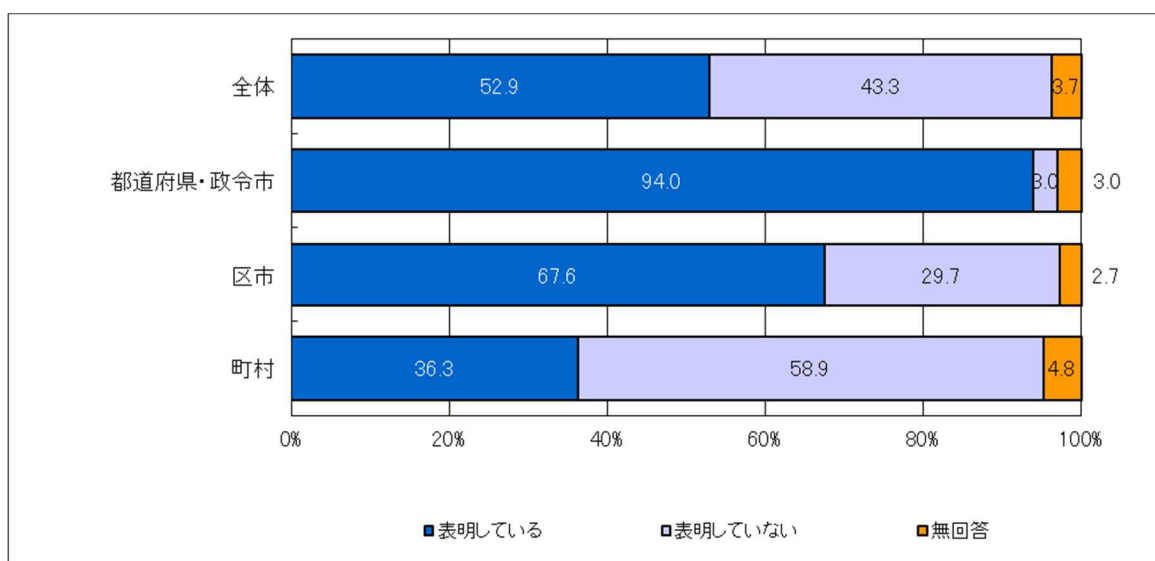


図 127. 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明状況

3-5-2. 仕様書への再エネ比率の記載状況（問4-9）

今年度の電力契約状況（高圧・低圧問わず）、電力の環境配慮契約について、仕様書への再エネ比率の記載状況を質問した。仕様書への再エネ比率の記載について、全体の4.4%が「記載した・記載予定である」と回答した。

仕様書へ記載する再エネ比率では、再エネ比率100%を指定した入札を実施した地方公共団体は53団体あり、30%を指定した団体は8団体、30%未満を指定した団体は2団体であった。再エネ率100%を指定する対象施設としては、本庁舎や支所、小中学校等、再エネ比率を指定する以前から環境配慮契約を導入している契約を対象としている例が多くみられた。一方、団体分類別では、都道府県・政令市の67.2%、区市の90.4%、町村の94.1%が「記載していない」及び「わからない」と回答しており、全体的に記載率が低いことから、一層の普及促進が必要と考えられる。

表 138. 仕様書への再エネ比率の記載状況
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	記載した・記載予定である	記載していない	わからない	無回答
全体	1714 100.0	75 4.4	868 50.6	698 40.7	73 4.3
都道府県・政令市	67 100.0	18 26.9	31 46.3	14 20.9	4 6.0
区市	785 100.0	47 6.0	438 55.8	272 34.6	28 3.6
町村	862 100.0	10 1.2	399 46.3	412 47.8	41 4.8

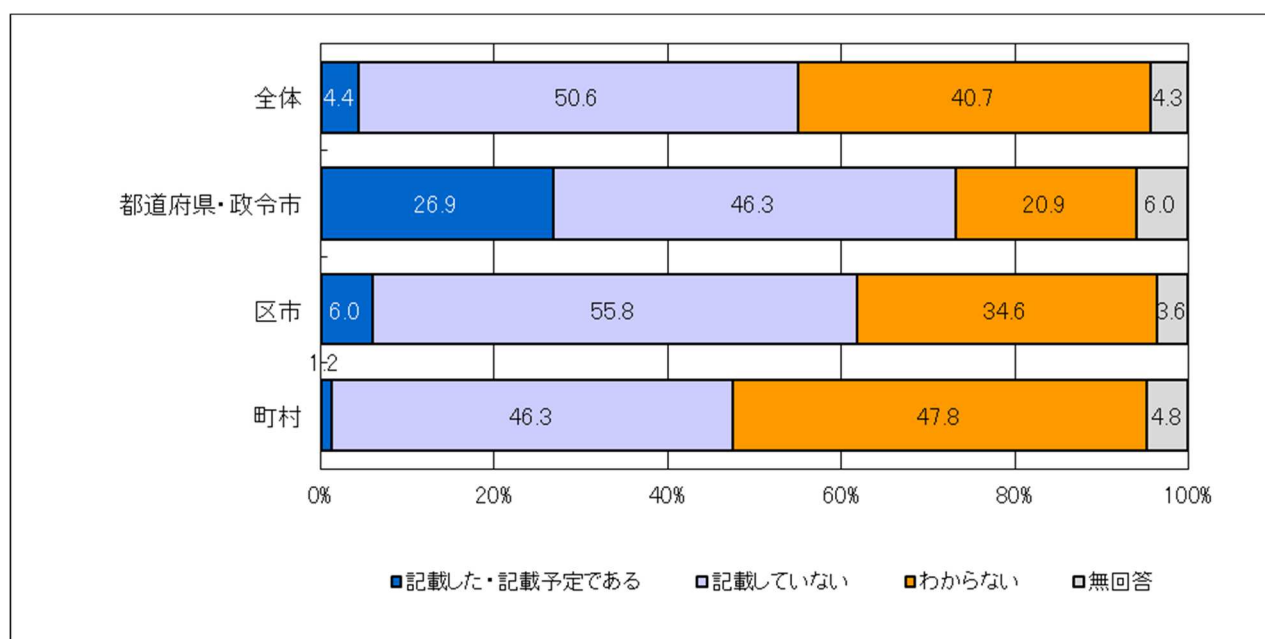


図 128. 仕様書への再エネ比率の記載状況